

定 例 教 育 委 員 会 次 第

令和5年7月31日（月曜日）
10時00分～

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 議事（公開）

付議第7号議案

佐賀県教育振興基本計画について

（教育総務課）

付議第8号議案

令和5年度佐賀県教育施策実施計画について

（教育総務課）

4 事務局報告（公開）

（1）令和5年6月定例県議会における主な質問事項について

（教育総務課）

（2）令和6年度佐賀県公立学校教員採用選考試験の受験申込状況について

（教職員課）

（4）佐賀県立武雄青陵中学校事故調査委員会について

（生徒支援室）

（5）令和5年度全国高等学校総合体育大会について

（保健体育課）

（6）令和5年度全国高等学校定時制通信制体育大会について

（保健体育課）

（7）令和5年度第60回佐賀県中学校総合体育大会結果について

（保健体育課）

（8）令和5年度第105回全国高等学校野球選手権佐賀大会結果について

（保健体育課）

(9) 次回定例教育委員会について

令和5年8月21日(月)10時00分～

(教育総務課)

5 議事(非公開)

付議第12号議案

佐賀県いじめ問題対策委員会への諮問について

(生徒支援室)

定例教育委員会議事録（案）

- 1 期 日 令和5年6月14日（水曜日）
2 場 所 教育委員会室
3 参集者 甲斐教育長、牟田委員、加藤委員、飯盛（清）委員、飯盛（裕）委員、荒木委員、井上副教育長、嘉村副教育長、大橋危機管理・広報総括監、松尾総体2024 総括監、内田教育総務課長、笹谷教育振興課長、岡教職員課長、原岡学校教育課長、江口保健体育課長、市丸教育総務課副課長、古賀教育総務課係長、小野教育総務課主査

4 会議次第 別紙のとおり

5 会議の経過

(1) 開 会 10時00分

(2) 前回議事録の承認

このことについて、甲斐教育長は会議に諮り、委員会は承認した。

(3) 教育長報告

私から2件ご報告させていただく。まず1点目は教育長職務代理者の指名についてである。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項において、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」と定められている。この規定に基づき、去る6月5日付けで第一職務代理者を牟田委員、第二職務代理者を飯盛委員に指名したのでご報告させていただく。

続いて2点目は、教育長の臨時代理の報告についてである。今年度の6月定例県議会に提出する教育関係の議案に係るもののうち、佐賀県施策方針2023の策定について、6月7日に知事から意見聴取が行われた。議会への提出期限が翌6月8日であり、教育委員会に付議することが困難であったため、佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則第2条第3項の規定に基づき、教育長が臨時に事務を代理し、「異存ない」旨回答した。佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則第2条第4項の規定により、承認いただきたい。

(4) 議事

【付第5号議案】

佐県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則（案）について

このことについて、議案書により笹谷教育振興課長が次のとおり説明し、委員会は協議の結果、議案のとおり決定した。

（笹谷教育振興課長）

県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則（案）について、令和5年7月1日に設置される県立夜間中学校（彩志学舎中学校）は、義務制の県立中学校とは異なる部分があるため、設置に伴い当該規則の所要の改正を行う必要がある。

資料5-5をご覧ください。彩志学舎中学校は修業年限を最長6年としている点、学齢期を過ぎた方が入学対象となる点が義務制の県立中学校とは異なる点である。

まず、初めに休学及び再入学について、義務制の県立中学校は修業年限が3年間であり、休学の規定はない。夜間中学は最長6年であるため、休学に関する規定が必要である。規則26条の休学の規定に夜間中学を追加する。また、県立中学校に退学の規定はあるが、義務制の県立中学校は退学後市町の学校が受け入れ先となるため再入学の規定はない。しかし、夜間中学は学齢期の生徒ではないため市町の受け入れがない。また、夜間中学は学び直しの学校であり、県立高等学校や特別支援学校高等部と同じように第35条の再入学の規定に夜間中学を追加する。

次に、就学督促について、義務制の中学校では第28条に示すとおり、出席状況が良好でない場合に保護者への就業督促と、そのことを市町の教育委員会へ通知することが義務と定められている。しかし夜間中学は学齢期を過ぎた方が対象のため、規定から夜間中学を除くこととする。

最後に、卒業の認定及び退学については、第32・33条に示すとおり卒業または退学した生徒について、義務制の県立中学校では生徒の住所がある市町の教育委員会への通知が必要である。夜間中学は学齢期を過ぎた方が対象のため、通知は必要がないと考え、規定から夜間中学を除くこととする。以上、ご審議をお願いしたい。

【主な質問等】

（飯盛（清）委員）

市町にも通知しないということになると、入学・退学等について本人だけが把握していることになる。夜間中学設立に向けて調査も実施されたが、今後、問題や心配になることは出てこないか。

（笹谷教育振興課長）

今回の規則改正にあたり通知の義務はないと規定しているが、市町の教育委員会とは特に連携をしていかなければならないと考えている。不登校経験の生徒や、学齢期を過ぎていても未成年の生徒等も入学されることもあるため、市町教育委員会との連絡は密に取っていく。

（5）事務局報告

- ① 原岡学校教育課長は、佐賀県内の義務教育諸学校の教科用図書の採択等について、資料に基づき次のとおり報告した。

（原岡学校教育課長）

6月2日に第2回教科用図書の選定審議会を開催した。県教育委員会から諮問していた事項に対する答申が資料1-4～6の内容である。その答申をもとにまとめたも

のが資料1-1～3であり、これは各市町・県立・国立の各関係機関で進められる教委科用図書の選定・採択に向けて行う教育委員会からの指導・助言・援助である。関係機関では、この指導・助言・援助の内容や、教科用図書の選定資料をもとに、来年度以降義務教育諸学校で使用する教科用図書の選定・採択を行っている。

今年度教科用図書の採択を行う夜間中学校に対しても、今回の指導・助言・援助の資料を提供して、教科用図書選定の参考にしていただきたいと考えている。

県立学校で使用する教科用図書の採択権者は佐賀県教育委員会となっているため、来年度以降県立特別支援学校の小学部、高等部、県立夜間中学校、県立高校で使用する教科用図書については、8月定例教育委員会で付議をし、採択いただく予定である。

- ② 江口保健体育課長は、令和5年度佐賀県高等学校総合体育大会の結果について、資料に基づき次のとおり報告した。

(江口保健体育課長)

資料2-1について、5月26日(金)から6月3日(土)まで9日間開催された。コロナ禍で制限されてきた観客の入場や、声出しの応援が4年ぶりに解禁された大会であった。また、SAGAアリーナで初めて開かれた総合開会式には選手、応援、役員等約3,700人が参加した。高体連の先生をはじめ、参加した生徒が頑張った大会であった。競技の結果については、多くの競技で連覇が目立ったが、柔道団体男子において、佐賀北高校が55年大会ぶりに優勝を果たした。

- ③ 江口保健体育課長は、令和5年度全九州高等学校体育大会の開催について、資料に基づき次のとおり報告した。

(江口保健体育課長)

資料3-1をご覧ください。佐賀県での開催競技は、4競技5種目となっている。ラグビーフットボールは6月16日～20日までSAGAサンライズパークボールフィールドで開催される。カヌーは6月16日～18日まで佐賀市富士しゃくなげ湖水上競技場で開催される。卓球は6月23日～25日までSAGAプラザで開催される。水泳の飛込・競泳は7月7日～10日までSAGAアクアで開催される。卓球を除く3競技は、佐賀2024国民スポーツ大会のリハーサル大会を兼ねている。

- ④ 江口保健体育課長は、令和5年度佐賀県中学校総合体育大会及び令和5年度九州・全国中学校体育大会の開催について、次のとおり報告した。

(江口保健体育課長)

資料4-1をご覧ください。第60回佐賀県中学校総合体育大会総合開会式は、7月22日(土)に嬉野市社会文化会館で開催される。中学校総合体育大会は17競技18種目開催される。6月17日(土)の体操競技男女、新体操男子を皮切りに、7月26日(木)まで県内において開催される。資料4-2をご覧ください。九州中学校体育大会が8月上旬に九州各県で開催される。今年度佐賀県での開催競技はない。

これは、当初国スポが2023年に佐賀県で行われることとなっていたため、佐賀県での開催を調整されていたが、佐賀県での国スポが2024年に変更になったが、再調整されず佐賀県での開催競技がない。来年度は軟式野球とバスケットボールが開催予定である。資料4-3をご覧ください。今年度の全国中学校体育大会は、四国4県を中心に8月中旬開催されることになっている。

- ⑤ 江口保健体育課長は、第105回全国高等学校野球選手権佐賀大会について、次のとおり報告した。

(江口保健体育課長)

資料はないが、7月8日(土)さがみどりの森球場において第105回全国高等学校野球選手権佐賀大会開会式が予定されている。大会が順調に進めば、7月23日(日)となっている。組合せ抽選会は6月15日(木)13時からとなっている。

- ③ 内田教育総務課長は、次回定例教育委員会について、次のとおり報告した。

(内田教育総務課長)

次回定例教育委員会は、7月31日(月曜日)10時00分から開催する予定としている。委員の出席をお願いしたい。

(4) 議事

教育長は非公開を宣言した。

【付第6号議案】

令和5年度県立学校教職員(管理職)異動について

このことについて、議案書により岡教職員課長が説明し、委員会は協議の結果、議案のとおり決定した。

(5) 閉会 10時16分

令和5年7月定例教育委員会資料

(令和5年7月31日)

議 事 【公 開】

佐賀県教育委員会

付第7号議案

佐賀県教育振興基本計画について

このことについて、別紙のとおり定める。

佐賀県教育振興基本計画

教育基本法第 17 条第 2 項に基づく本県の教育振興基本計画は、
「佐賀県施策方針 2023」の教育に関する部分をもって構成する。

佐賀県教育振興基本計画について

1. これまでの佐賀県教育振興基本計画について

佐賀県の教育振興基本計画は、教育基本法にて「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」と定められており本県では、「佐賀県総合計画 2019」の教育に関する部分をもって構成している。

教育に関する部分とは、

施策分野「子育て」「教育」「生涯学習」「雇用・労働」「文化」「スポーツ」

2. 今後の佐賀県教育振興基本計画について

○今後の佐賀県教育振興基本計画について

佐賀県の教育振興基本計画は、「佐賀県施策方針 2023（前 佐賀県総合計画 2019）」の教育に関する部分をもって構成する。

「佐賀県施策方針 2023」における教育に関する部分とは、

▶ かかわりあう子育て 笑顔あふれる未来

施策分野「子育て」

▶ 新たな価値を生み 挑戦を続ける産業

施策分野「雇用・労働」

▶ スポーツ新時代の創出 佐賀らしい文化の創造

施策分野「スポーツ」「文化」

▶ 志を胸に 骨太な人材の育成

施策分野「教育」「生涯学習」

付第 8 号議案

令和 5 年度佐賀県教育施策実施計画について

このことについて、別紙のとおり定める。

令和5年度 佐賀県教育施策実施計画

令和5年7月

佐賀県教育委員会

目次

はじめに

P1～P2

令和5年度 佐賀県教育施策実施計画(施策体系)

P3～P4

柱Ⅰ 志と誇りを高める教育の推進

P5～P11

柱Ⅱ 自分らしく学べる「さがん学び」の推進

P12～P19

柱Ⅲ 健やかな佐賀のこどもを育む教育の推進

P20～P27

柱Ⅳ 誰もが安心して学べる「さがすたいるスクール」の推進

P28～P35

柱Ⅴ 多様なニーズに応じた教育の推進

P36～P45

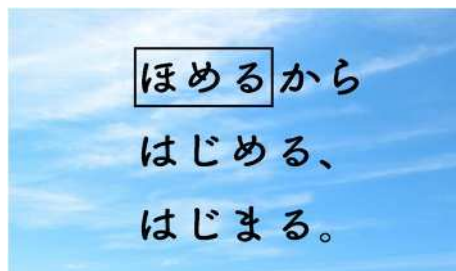
巻末資料(用語解説)

P46～P52

はじめに

令和2年からの3年間、社会に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の拡大により、教育現場には様々な影響が生じました。令和5年5月に、5類感染症に引き下げられたことで、今後の学校教育は大きな変革期を迎えようとしています。

今後の社会ではこれまで以上のスピードで急激な変化が起こることが考えられ、変化に適応する力が求められます。佐賀県教育委員会としては、令和5年度からは「ほめるからはじめる、はじまる。」をテーマに取り組んでいきます。自分で考え、判断し、行動する、チャレンジする骨太でたくましいこどもを育てるために、学校だけでなく、保護者や地域とも連携して、こどもの主体性を尊重していきます。



また、教育が直面している重要な課題に正面から向き合うために、令和5年度は6つの重点的なプロジェクトに取り組めます。

教育DXプロジェクト

ICT端末等のデジタルツールを活用した教育DXの推進によって、「誰もが いつでも どこでも 誰とでも 自分らしく 学ぶことができる こども主体の学び」の実現を目指します。

唯一無二の誇り高き学校づくりプロジェクト

県立高校の魅力や強みを磨き上げ、学校魅力を積極的に発信することにより、県内外からの志願者を増加させ、学校の活性化を図るとともに、社会に有為な人材の育成・輩出を目指す唯一無二の誇り高き学校づくりを推進します。

さがん学びプロジェクト

こどもの主体性を尊重した「ほめて認める」教育理念に加え、全国に先駆けてのICT活用教育や35人学級の導入など、きめ細やかな学習環境の整備等を通じて、こどものやる気と自信を引き出し、未来に向けて骨太でたくましいこどもを育成することを目指します。

SAGA部活プロジェクト

チームSAGA部活を発足し、市町と連携して部活動改革を推進することで、こどもたちがスポーツや文化芸術に触れられる機会を確保するとともに、こどもたちと指導者双方にとって望ましい部活動の体制である「SAGA部活」を推進します。

さがすたいるスクールプロジェクト

誰もが自分らしく、心地よく過ごせる、やさしいまちのスタイル“さがすたいる”のコンセプトを学校に適用し、県立夜間中学「彩志学舎中学校」の開校やインクルーシブ教育の推進など、学びたい誰もが、安心して学べる、やさしい学校づくりを進めていきます。

「未来のさが」を担う教員の人材確保

「未来のさが」を担う教員の人材確保では、優秀な教員を確保するために、教員採用選考試験を見直し、受験しやすい環境を作っていくとともに、佐賀県で教師として働く魅力を広く発信していきます。

また、2024年の全国高等学校総合体育大会「SAGAインターハイ」を北部九州4県で共同開催します。また、同年秋にはSAGA2024（国スポ、全障スポ）も佐賀県で開催することになっています。「する」「観る」「支える」場面で高校生が主役となって取り組むことができるよう、準備を進めます。

本実施計画では、令和5年度の本県の教育施策に係る主な取組を示しています。

本県教育に携わる者全てが、本実施計画をしっかりと認識し、日頃の教育活動において確実に取り組むことで県民の期待と信頼に応えられるよう、本県が目指す教育を推進していきます。

※ 県では、教育基本法第17条第2項に基づく本県の教育振興基本計画に、佐賀県施策方針2023（教育に関する部分）を充て、また、佐賀県教育施策実施計画は、県教育委員会が所管する取組を教育振興基本計画のアクションプランと位置付け、これらの計画に則って本県教育の振興に取り組みます。

令和5年7月 佐賀県教育委員会

令和5年度佐賀県教育施策実施計画（体系図）

柱Ⅰ 志と誇りを高める教育の推進

目指す未来の姿

子どもたちが高い志と佐賀への誇りを胸に、未来の佐賀や世界で活躍する姿を思い描きながら、主体性と自信をもって、生き生きと活動している。

主な取組

認めてほめる教育活動の推進

唯一無二の誇り高き学校づくりの推進

さがを誇りに思う教育の推進

キャリア教育の充実

SAGAインターハイ開催への対応

柱Ⅱ 自分らしく学べる「さがん学び」の推進

目指す未来の姿

子どもたちが、主体的に自分らしく学ぶとともに、他者を価値ある存在として尊重する態度をもって多様な人々とも協働しながら、夢や目標に向けて挑戦していくための力を身に付けている。

主な取組

さがん学びプロジェクト

主体的・対話的で深い学びの実現

家庭や地域との連携推進

I C T活用教育の推進

中高生の海外での挑戦、外国人児童生徒に対する支援

帰国外国人児童生徒の実情に応じた指導方法の改善

柱Ⅲ 健やかな佐賀の子どもを育む教育の推進

目指す未来の姿

子どもたちが、生涯にわたってたくましく生きるために、自らの健康や体力に関心を持ち、自ら進んで学び、実践する能力を身に付けている。また、自他の生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、感動する心など、豊かな心を身に付けている。

主な取組

体力向上へ向けた学校の取組

学校保健の推進

道徳教育の推進

S A G A部活の推進

柱Ⅳ 誰もが安心して学べる「さがすたいるスクール」の推進

目指す未来の姿

学びを必要とする誰もが、それぞれの個性や多様な価値観が尊重される場で、安心して学ぶことができている。

主な取組

インクルーシブ教育システムに対応した特別支援教育の充実

夜間中学の開校

不登校対策の充実

いじめ問題対策の充実

柱Ⅴ 教育DXの推進と学びを支える環境づくり

目指す未来の姿

教育DXが進展するなか、優秀な教職員が確保・育成されるとともに、安全・安心で質の高い学習環境が確保されるなど、子どもたちの学びを支える環境が整備されている。このことを通じて、誰もがいつでもどこでも誰とでも自分らしく学ぶことができる子ども主体の教育が実現している。

主な取組

教育DXの推進

ICT活用教育の推進

教職員の確保・養成

教職員の働き方改革

学校施設、学習環境の整備

I 志と誇りを高める教育の推進

【担当】教育振興課、全国高校総体2024推進チーム、学校教育課、関係各課（室）

目指す未来の姿

子どもたちが高い志と佐賀への誇りを胸に、未来の佐賀や世界で活躍する姿を思い描きながら、主体性と自信をもって、生き生きと活動している。

課題・対応

- ① 子どもたちが、主体性をもって考え行動できる骨太でたくましい子どもへと成長するためには、学校や家庭、地域の様々な場面、取組の中で、子どもの主体性を尊重し、夢や目標に向かって努力する姿勢や成果をほめることが大切です。
- ② 少子化に伴う生徒の減少や県外の高校への進学者の増加が見られる中、社会経済情勢の変化や生徒のニーズの多様化等の課題に対応し、より魅力的な学校の在り方の検討や学科・教育課程の見直しなどを行うことにより、生徒が行きたい、保護者が行かせたいと思うような、唯一無二の誇り高き学校づくりを進める必要があります。
- ③ 児童生徒が自己有用感を持って主体的に学び、活動することを促すために、学校と地域の連携・協働による教育活動の充実や特色ある学校づくりに取り組む必要があります。
- ④ 「さがを誇りに思う教育」を通して、郷土への誇りや愛着を持つことができるようになってきており、引き続き、郷土学習を推進していく必要があります。
- ⑤ 社会生活において求められる知識や技能、技術に関する教育の充実を図ることにより、自分の夢や目標を意識し、より高い目標の実現に向けて意欲的に取り組もうとする態度を育成する必要があります。
- ⑥ SAGAインターハイ（令和6年度全国高校総体）やSAGA2024の開催は、佐賀への誇りと愛着を一層育む機会となることから、多くの子どもたちが多様な形で大会に関わるような取組が必要です。
- ⑦ こどもの数が減少し、部員数が減少する中で、「さが総文」で培った志を継承するとともに、学校における文化芸術活動の振興を図るため、文化部の活動を支援する必要があります。

取組方針 及び 取組内容

- ①-1 「ほめるから、はじめる。はじまる。」を合言葉に、学校・家庭・地域がそれぞれの立場と役割で児童生徒の主体的な判断や行動を尊重し、積極的にほめることで、「骨太でたくましいこども」を育成していきます。

「認めて、ほめる」教育活動の推進

- ・ 学校の授業や学校行事等において、教職員が児童生徒の取組過程や取組内容、その結果等を認めたり、ほめたりすることで、児童生徒自らが主体的に考え、行動し、取り組むことができる「骨太でたくましいこども」を育成していきます。また、学校・家庭・地域が一体となって児童生徒を見守り、その成長を支えていきます。（担当：学校教育課）

自己肯定感、自己有用感の育成

- ・ 学校・家庭・地域の連携・協働の中で、児童生徒が様々な価値観に触れることで自分の良さや可能性に気づききっかけを与えるとともに、日々の学校生活・学校行事等で物事に主体的に挑戦できるよう支援し、その経験や達成感を積み重ねることで、自己肯定感や自己有用感を高めていきます。（担当：教育振興課、学校教育課）

- ②-1 県立高校の魅力や強みを磨き上げ、学校魅力を積極的に発信することにより、県内外からの志願者を増加させ、学校の活性化を図るとともに、社会に有為な人材の育成・輩出を目指す唯一無二の誇り高き学校づくりを推進します。

唯一無二の誇り高き学校づくりの推進

- ・ 県立高校と地域等との協働により、この学校でしか学ぶことができない教育活動を展開することで、生徒の資質・能力を育み、これからの新しい時代に有為な人材を育成・輩出する、唯一無二の誇り高き学校づくりを推進します。（担当：教育振興課）
- ・ 地域との協働体制、共通ビジョンに基づく教育活動等を通じて学校の魅力化を促進する「SAGA コラボレーション・スクール」に9校を指定、学校長のマネジメントに基づく新しい教育内容の実践による学校の魅力化を促進する「SAGA スマート・ラーニング」に8校を指定し、重点的に魅力化に取り組みます。また、それぞれの学校に地域、企業、大学等関係者により構成される「学校魅力強化委員会」を設置し、学校の魅力や強みの磨き上げ、特色ある教育プログラムの実施、情報発信に取り組んでいきます。（担当：教育振興課）
- ・ 県教育委員会に「学校魅力化アドバイザー」を配置し、「SAGA コラボレーション・スクール」指定校における魅力化の取組を伴走支援するとともに、県外募集等に重点的に取り組む学校に「学校魅力化コーディネーター」を配置し、学校と地域の連携強化や発信力の強化を図っていきます。（担当：教育振興課）
- ・ 社会経済情勢の変化や生徒のニーズの多様化等の課題に対応し、より魅力的な学校の在り方の検討や学科・教育課程の見直し等の検討を行います。（担当：教育振興課）

広報・情報発信の強化

- ・ 県内外の中学生等に県立高校の教育活動や魅力、入試情報、高校選択のポイントなどを分かりやすく的確に伝え、進学先として高校の姿をより具体的にイメージでき、確かな高校選択に繋がるよう、「SAGA 県立高校進学ナビ」（高校総合サイト）の開設、「SAGA ハイスクール・ウェビナー」（Web 高校説明会）、高校進学説明会の開催などにより積極的・効果的な情報発信を行います。（担当：教育振興課）

普通科改革の推進

- ・ 県立高校普通科において、社会のニーズや生徒の興味・関心等を踏まえ、学科等の見直しに取り組むことにより、唯一無二の誇り高い学校づくりを推進し、県内外からの志願者の増加を図るとともに、社会に有為な人材を育成・輩出します。（担当：教育振興課）

全国募集の促進

- ・ 特色ある学科や取組により活性化を図っている高校において、生徒の全国募集を行う高校のネットワーク「地域みらい留学」に参画し、生徒の全国募集を促進します。（担当：教育振興課）

③-1 児童生徒が自己有用感を持って主体的に学び、活動することを促すために、学校と地域の連携・協働に取り組み、教育活動の充実や特色ある学校づくりを推進します。

コミュニティ・スクールを活用した特色ある学校づくり

- ・ 学校と地域の連携・協働を効果的・持続的に実践していくため、「佐賀県コミュニティ・スクール研究大会」の開催など、コミュニティ・スクールの趣旨や目的の理解を深めるとともに、コミュニティ・スクール導入による教育的な効果を普及啓発するなど、市町教育委員会へ導入を働きかけ、特色ある学校づくりを推進します。

（担当：教育振興課）

④-1 小・中・高等学校の発達段階に応じた郷土学習を推進することにより、ふるさと佐賀への誇りや愛着を持ち、佐賀のよさを語るができる人材の育成に取り組みます。

さがを誇りに思う教育の推進

- ・ 中・高等学校において、郷土学習資料と映像資料を用いた学習活動を行うことにより、佐賀県の歴史や文化、自然等に対する、生徒のより深い理解と興味・関心を高めます。（担当：学校教育課）
- ・ 高等学校における佐賀に関する講演会や小・中・高校生が郷土学習の成果を発表する場など、体験活動を活用する場を設けることにより、ふるさと佐賀県に対する誇りと自信を持つ児童生徒の育成を図ります。（担当：学校教育課）

- ⑤-1 こどもたちが社会的・職業的自立に向け、自らの生き方について考え、希望する進路を実現できるよう、キャリア教育の充実に取り組みます。

キャリア教育の充実

- ・ 小学校から高等学校までの特別活動をはじめとしたキャリア教育に関わる取組として、「キャリア・パスポート」(学びのプロセスを記述し、振り返ることができる教材)の活用推進に努めます。(担当:学校教育課)
- ・ 高等学校では、社会的・職業的自立に向けた基礎的・基本的な能力や態度、勤労観・職業観を育てるためのキャリア教育の一層の充実に努め、高校生の主体的な進路選択の実現を図ります。
(担当:学校教育課)
- ・ 地域の産業人からの講話やインターンシップなど、キャリア教育支援事業による取組を充実させ、社会的・職業的自立に向けて求められる様々な基礎的・基本的な能力や態度の育成を図ります。(担当:学校教育課)

地域産業を担う人材の育成

- ・ 県立専門学科高校等での産業教育を通して、地域産業を担う人材を育成するため、県内就職を支援する支援員を県立専門学科高校等に配置し、地元佐賀県で働く魅力等を伝えるセミナーの開催や県内事業所見学、インターンシップの実施等を支援することによって、県内事業所と学校との連絡調整や関係づくりを進めます。(担当:学校教育課)

高校生の就職支援の充実

- ・ キャリア教育の推進やインターンシップ等の促進により、企業理解を深め、専門的な知識や技術の向上を図るとともに、熟練技能者や卒業生等を学校に招き、産業界の求める人材、働く上での心構えなどについて学ぶ機会を設けるなど、高校生の就職支援を行います。(担当:学校教育課)

社会情勢の変化に対応した人材の育成

- ・ 県内工業系高校で、デジタル化に対応した教育内容であるロボット技術について、教員の指導力向上及び生徒の技術習得に重点的に取り組み、新しいニーズに対応した産業人材の育成を目指します。(担当:学校教育課)

- ⑥-1 SAGAインターハイ(令和6年度全国高校総体)やSAGA2024にこどもたちが主体的に参加したり、応援したりする施策を推進し、佐賀への高い誇りと深い愛着を持った人材の育成に取り組みます。

SAGAインターハイ(令和6年度全国高校総体)開催への対応

- ・ 福岡県・長崎県・大分県との連絡調整、先催県の視察・事後調査、本県の大会実行委員会の設立・運営など、開催に向けた準備を進めます。中でも、地元の高校生が広報や来県者へのおもてなし等について、企画・準備・運営に自ら創意工夫をもって取り組めるよう、高校生活動推進委員会を運営する県高等学校体育連盟と共に高校生活動を支援します。(担当:全国高校総体2024推進チーム)

SAGA2024 との連携について

- ・ 地元の高校生に大会の周知を図るための学校訪問を知事部局の関係課と合同で実施するなど、県内のこどもたちが主体的に SAGA2024 に参画できるよう、知事部局や学校との連携を図ります。（担当：全国高校総体 2024 推進チーム、学校教育課、保健体育課）

⑦-1 「2019 さが総文」を契機に活性化した文化部活動のレベルアップを図り、こどもたちの文化芸術活動の振興に取り組みます。

文化芸術活動の活性化

- ・ 志をもって部活動に取り組む生徒が増え、県総文祭を核とした佐賀の文化芸術活動の活性化につなげるため、生徒の部活動の選択肢や全国レベルの文化芸術に触れる機会を確保します。（担当：学校教育課）

指標

指標区分	指標名	基準値 (2022年度)	目指す方向性 又は 目標			
			2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
施策指標	将来の夢や目標を持っている中学3年生の割合	66.6% (県) 67.3% (全国)	割合の増加を目指す			
成果指標	自分の学校を中学生に勧めることができると考えている県立高校の生徒及び教職員の割合 (%)	生徒 76.1% 教職員 85.6%	78.0 85.0	80.0 87.0	82.0 89.0	84.0 91.0
	県外から県内県立高校への入学者数 (人)	174人	200人	220人	240人	260人
	教育内容と教育活動に必要な人的・物的資源等に地域等の外部の資源を活用している学校の割合	86.6%	前年度 以上	前年度 以上	前年度 以上	前年度 以上
	ふるさと佐賀への誇りや愛着を持っている県立高校3年生の割合	82%	85%	85%	85%	85%
	県内高校生の就職内定者のうち県内就職内定者の割合	66.4%	66.5%	67.5%	68.5%	69.5%
	SAGAインターハイとSAGA2024に参画した生徒が、達成感や満足感を得た割合	—	—	100%	—	—
取組指標	「学校魅力強化委員会」を設置した学校数	17校	17校	19校	21校	23校
	「地域みらい留学」オンライン説明会参加者数	161人	185人	190人	195人	200人
	高校進学説明会参加者数	879人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人
	普通科改革のためにカリキュラムを見直した学校数 ※目標年度に見直しの検討を行い、その翌年度から適用	0校	3校	4校	5校	7校
	コミュニティ・スクール導入校の割合	42.5%	45.5%	48.5%	51.5%	53.5%

県立高等学校における佐賀の歴史や文化などの講演会の実施率	100%	100%	100%	100%	100%
佐賀県児童生徒ふるさと学習コンクールの応募数	小中学校 28 作品 高等学校 4 作品	前年度 より増加	前年度 より増加	前年度 より増加	前年度 より増加
キャリア教育支援事業に関する生徒質問用紙の「学校での1年間の学習や行事を通して、将来の進路(職業)について考えることができましたか?」の回答で「できた」「ある程度できた」と回答した県立高校3年生の割合	95.9%	100%	100%	100%	100%
高校生活動推進委員会(生徒委員会)委員のうち、達成感や満足感を「感じた」と回答する生徒の割合	—	—	100%		

Ⅱ 自分らしく学べる「さがん学び」の推進

【担当】学校教育課、教職員課、教育振興課、教育 DX 推進グループ、教育センター

目指す未来の姿

こどもたちが、主体的に自分らしく学ぶとともに、他者を価値ある存在として尊重する態度をもって多様な人々とも協働しながら、夢や目標に向けて挑戦していくための力を身に付けている。

課題・対応

- ① 児童生徒一人一人が、将来の夢や目標を実現できるよう、興味・関心に応じた個別最適な学びを実現するとともに、多様な人々との協働を通して、自らの考えを深め、資質・能力を高める必要がありますが、この取組がまだ十分ではありません。
- ② 全国学力・学習状況調査（以下「全国調査」という。）や佐賀県小・中学校学習状況調査を活用した学力向上対策に取り組み、授業改善の意識は高まってきましたが、単元を意識した「主体的・対話的で深い学び」を目指した取組は十分とは言えないため、更に推進していく必要があります。

また、家庭学習についての課題が継続していることから、時間の確保及び質の向上を目指し、家庭・地域との連携を更に図っていくことが必要です。

児童生徒一人一人の目標や課題に応じた学力向上の取組が、組織的かつ効果的に展開できるよう検証改善サイクルを見直すとともに、「個別最適な学び」を充実させるため学習環境を整備する必要があります。

- ③ 学校では、一人一台端末の全校種配備や教員配置の充実が図られていますが、その目的・意義・活用方法等の理解が十分でないことから、教員の共通理解を進めるとともに、児童生徒の学ぶ力の育成のために、個に応じた取組の充実を図る必要があります。
- ④ グローバル化の加速により、今後異文化理解の取組を更に推進していく必要があります。

「さがん学びプロジェクト」に取り組むことで、児童生徒の確かな学力の育成や、「主体的・対話的」で深い学びの実現を目指します。

- ①-1 児童生徒の興味・関心に応じた個別最適な学びを実現するとともに、多様な人々との協働を通して、自らの考えを深め、資質・能力の向上を図ります。

個別最適な学びと協働的な学びの充実

- ・ 児童生徒一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を設定することで、児童生徒自身の学習が最適となるよう授業の改善・充実を図ります。（担当：学校教育課）
- ・ 1人1台端末等のICT機器や高度なデジタル技術等を活用した取組により教育のDX化を進め、主体的・対話的で深い学びに向けた学習者主体の授業づくりへの転換を図ると共に、これからの社会を生き抜くために必要な情報活用能力の育成を図ります。（担当：教育DX推進グループ）
- ・ 児童生徒同士や地域の方々をはじめ多様な人々と連携した探究的な学習や体験活動などを通して、自らの学びと社会とのつながりを意識した学習の充実を図ります。（担当：学校教育課）

- ②-1 児童生徒の確かな学力の育成に向け、各学校における学力向上に係る取組の検証を徹底し、改善を図ります。

県調査、全国調査の分析と結果の活用促進

- ・ 毎年度4月に県調査及び全国調査を実施し、その結果を一体的に分析することにより、一年間の学力向上の検証改善サイクルの取組を徹底し、児童生徒の実態に即した指導方法の工夫・改善を図ります。（担当：学校教育課、教育センター）
- ・ 県調査及び全国調査の結果について、大学関係者や有識者を交えた佐賀県学力向上対策検証・改善委員会において専門的な見地からの分析や課題の抽出を行うとともに、教育センターが提供する指導方法改善のための講座や管理職等向けの研修会を開催するなど、授業改善に向けて、各学校における調査結果の分析及び分析結果を活用した自立的な取組を促進します。（担当：学校教育課、教育センター）
- ・ 県調査及び全国調査の結果及び分析内容を児童生徒・学校・市町教育委員会に提供し、客観的な結果に基づいた検証と課題の把握、改善に向けた取組が効果的に進められるよう、市町教育委員会と連携・協力しながら、各学校の取組を支援します。（担当：学校教育課、教育センター）

学力向上対策の充実

- ・ 学校長のマネジメントの下、学力向上対策コーディネーターを中心とした学力向上の取組が組織的・継続的に推進されるよう、「管理職対象研修」と「学力向上対策コーディネーター対象研修」を実施します。（担当：学校教育課）

- ・ 市町教育委員会と連携し、県教育委員会事務局各課・室、教育事務所、教育センターが一体となり、学校の課題、県調査及び全国調査結果を踏まえた課題に対応した継続的・組織的な支援を実施します。（担当：学校教育課、教育センター）

②-2 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の取組を推進します。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導方法の改善・充実

- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善やSDGsの理念を踏まえた研究を行う小・中・高等学校を指定し、その成果の普及を図ることで、児童生徒の生きる力を育むとともに、学習指導要領が目指す目的や内容に則った実践の推進に努めます。（担当：学校教育課）
- ・ 学習指導要領の趣旨を踏まえた学習評価の基本的な考え方や進め方について、教育課程研究集会等を通して周知・徹底を図り、目標に準拠した評価の確実な実施による指導と評価の一体化を推進します。（担当：学校教育課）
- ・ 令和4年度に施行された高等学校学習指導要領（高校教育改革）及び令和3年から始まった大学入学共通テスト（大学入試改革）等に対応した教科指導法の研修を実施したり、学校ごとの課題に応じた教員研修を支援したりすることで、指導方法の改善・充実を進めていきます。（担当：学校教育課、教育センター）
- ・ 学力向上を図るため、学年別・志望校別学習会、学科ごとの学習会、また、科学的思考力育成のための理数教育の充実に取り組むことで、高校教育全体の学力向上を図ります。（担当：学校教育課）
- ・ 学習指導要領の趣旨を踏まえた研究に学校の教員と協働して取り組むとともに、学習指導要領の趣旨と主体的・対話的で深い学びの実現に向けた研修の充実を通して、教員の指導力向上を図ります。（担当：教育センター）

授業改善の推進

- ・ 県内4中学校区の小・中学校及び義務教育学校を学力向上に取り組む研究校に指定し、同一中学校区内の小・中学校が連携して児童生徒の基礎・基本の定着や思考力・判断力・表現力を高める授業改善、単元で身に付ける力を明確にした授業づくり等の実践研究を行うとともに、その研究成果の県内への普及を図ります。（担当：学校教育課）
- ・ 市町と学校が実施する、外部人材を活用した放課後や長期休業中における補充学習の充実を図ることで、授業による指導のみでは学習内容の定着が十分ではない生徒などの学力向上を図ります。（担当：学校教育課）
- ・ 単元を通して身に付けさせたい力を踏まえ、各時間の指導のねらいや単元の中での位置づけを明確にした授業づくりの工夫により、教員の指導力向上を図ります。（担当：学校教育課）

②-3 児童生徒の学ぶ力の育成を目指し、家庭学習の充実等、家庭・地域の教育力向上を図ります。

家庭や地域との連携推進

- ・ 家庭学習の手引きの活用を促進することにより、家庭学習の充実、家庭・地域の教育力向上に取り組みます。
(担当：学校教育課)
- ・ 県PTA連合会等との連携を強化し、PTA関連の研修会への講師派遣などにより、家庭学習に係る保護者、地域関係者への啓発活動を推進します。(担当：学校教育課)

②-4 個に応じた指導や学習環境の整備・充実を図り、学ぶ力の育成を目指します。

少人数学級・チームティーチングの実施

- ・ 小学校第5学年は、少人数学級を実施し、きめ細かな指導で児童一人一人の成長をサポートすることで、自分に自信をもち、夢や目標を実現しようとする子供たちを育成していきます。(担当：教職員課、学校教育課)
- ・ 中学校第1学年における少人数学級又はチームティーチングによる指導の選択制を実施し、きめ細かな指導を行うことで、学校生活や学習環境の変化になじめないことなどに起因する不登校が急増する等の、いわゆる「中1ギャップ」を解消し、ひいては、学力の向上を図ります。(担当：学校教育課、教職員課)
- ・ 小学校第6学年、中学校第2学年及び第3学年においても、学校の希望に応じ、少人数学級を実現できるように環境整備を行います。(担当：教職員課、学校教育課)

小学校教科担任制の推進

- ・ 小学校高学年における教科担任制については、学習が高度化する高学年において義務教育9年間を見据えた専門性の高い教科指導を行います。(担当：学校教育課)
- ・ 小学校外国語活動・外国語については、英語専科教員の配置や英語が堪能な外部人材を活用して研究を行う学校の研究成果の普及をすることで、教員の指導力向上や指導体制の充実などを図ります。(担当：学校教育課)

教員採用試験の選考方法・内容等の改善・充実

- ・ 教員採用選考方法の工夫や改善・充実を行い、創造性に富み、豊富な社会体験や最新の知識など、様々な能力や特性などを持つ優秀な人材を幅広く求め、教育現場の課題に適切に対応できる教員の確保を図ります。(担当：教職員課)

- ③-1 幼保・小・中・高の校種間連携の取組を支援し、こどもの発達段階に応じた指導方法の在り方の相互理解を促進し、学びの連続性を意識した効果的な指導方法を構築します。

校種間連携の推進による効果的指導法の構築

- ・ 幼・小・中・高の校種間連携の取組を支援し、発達段階の違いを踏まえた学習指導や生活指導などの在り方の相互理解を促進することで、こどもの学びの連続性を踏まえた効果的な指導方法を構築します。特に、小・中学校においては、義務教育9年間を見通した体系的で連続性のある指導が行われるよう、市町教育委員会及び各学校の取組を支援するとともに、指導方法の工夫・改善に取り組みます。（担当：教育振興課、学校教育課）

佐賀大学との連携による取組

- ・ 佐賀大学との連携・協力事業の各プロジェクトによる具体的な取組を充実させていくことで、県内の学校教育上の課題の解決に努めます。（担当：教育振興課）

ICT活用教育の推進

- ・ 校種別授業公開、教科別研修等の充実により、県下教職員のICT活用指導力の向上を図ると共に、1人1台端末を活用した授業改善やデジタル技術を活用した教育活動の充実を推進します。（担当：教育DX推進グループ）
- ・ デジタル教科書を積極的に活用して主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善に取り組むとともに、教員が安心して安定した授業配信を可能とする環境を提供します。（担当：教育DX推進グループ）
- ・ モデル校を指定し、外部有識者による遠隔オンライン授業や高度なデジタル技術を活用した文理融合型の新たな教育方法を研究します。（担当：教育DX推進グループ）
- ・ 各県立学校毎にICT活用に関する取組目標を設定し、計画と実践、振り返りを経て、ICT活用教育の継続的な改善・充実に努めます。（担当：教育DX推進グループ）
- ・ 教職員を対象とした情報モラル・セキュリティに関する研修会を開催し、情報モラル教育や情報セキュリティに関する指導力の向上を図ります。また、家庭や地域、関係機関等との連携を強化し、児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育の充実に取り組みます。（担当：教育DX推進グループ）

- ④-1 中高生の海外での挑戦を応援するとともに、県内においても多様な文化や価値観を理解し、主体的に行動できる人材の育成や帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援を推進します。（担当：教育振興課）

海外からの留学生や学校交流の受入促進

- ・ 海外からの留学生や学校交流を希望する海外の学校と県内の受入校とのマッチング、留学生の学校生活や学校交流の質を向上させるためのコーディネートを行います。（担当：教育振興課）
- ・ 海外からの留学生や学校交流の受入れを促進するため、ホストファミリーの新規獲得とともに、ホストファミリーのバンク登録者によるホームステイ受入れを推進します。（担当：教育振興課）

海外留学、海外研修に対する支援

- ・ 海外への興味・関心を喚起する事業や海外留学・海外研修に対する経済的支援を実施し、中学生、高校生の海外留学や海外研修を推進します。（担当：教育振興課）

体験的外国語活動の推進

- ・ 学校が行うイングリッシュデイへの ALT 等の派遣や県教育委員会が企画する英会話体験プログラム、英会話サマーキャンプ等の体験的外国語活動を推進し、授業で学ぶ外国語を実際に使いこなす機会の増加を図ります。（担当：教育振興課）

教職員の海外研修の実施

- ・ 教職員の海外研修を実施し、より実践的な英語や海外の先進的な教育事例を学ぶ機会を設けます。（担当：教育振興課）

英語教育の改善・充実

- ・ ALT等を有効に活用したコミュニケーションの機会をこれまで以上に確保するなど、言語活動の改善・充実及び指導内容・方法等の研究に取り組み、外国語（英語）を通じて主体的にコミュニケーションを図る態度を育成します。また、教員の英語力及び指導力の向上を図るための研修を実施することで、英語によるコミュニケーション能力を有し、グローバル化に対応した人材の育成を強化します。（担当：学校教育課）
- ・ 小・中・高の英語教育において、各学習段階で求められる到達目標を定めた CAN-DO リストの活用や児童生徒の英語運用能力の測定を可能とする英語デジタル教材の運用により、教員の見取りを促し授業改善につなげるとともに児童生徒の家庭学習の充実を図ります。これらを通じて児童生徒の英語運用能力の向上を目指します。（担当：学校教育課、教育 DX 推進グループ）

帰国・外国人児童生徒等の実情に応じた指導方法の工夫改善及び支援体制の充実

- ・ 日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等が円滑な学校生活を送り、学習に取り組めるように、児童生徒等の実情に応じた日本語指導の工夫・改善及び児童生徒の支援体制を整備し、その成果の県内への普及を図ります。（担当：教育振興課）

指標

指標区分	指標名	基準値 (2022年度)	目指す方向性 又は 目標			
			2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
施策指標	課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ児童生徒の割合	小学校 77.2% 中学校 80.9%	割合の増加を目指す。			
成果指標	全国調査の最上位の県との平均正答率の差	小学校 7.0 中学校 8.0	前年度より縮小	前年度より縮小	前年度より縮小	前年度より縮小
	話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができる児童生徒の割合	小学校 79.2% 中学校 78.6%	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上
	授業時間以外に、普段、1日に1時間以上学習する児童生徒の割合	小学校 54.9% 中学校 60.1%	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上
	国際交流での学校交流のマッチング数	0校	新規4校	新規4校	新規4校	新規4校
	児童生徒の日本語能力に応じ「特別の教育課程」を編成して指導する割合	100%	100%	100%	100%	100%
取組指標	調査や各種データなどにに基づき、教育課程を編成、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立している学校の割合	小学校 94.4% 中学校 91.3%	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上
	佐賀県小・中学校学習状況調査で、「到達基準」に達している児童生徒の割合	小学校 58.9% 中学校 47.6%	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上
	小・中学校教育課程研修会への参加者数の割合	—	90%	90%	90%	90%
	1人1台端末などのICT機器を週3回以上授業で活用した学校の割合	小学校 68.9% 中学校 67.3%	70%	80%	85%	90%

家庭での学習方法等について具体的に指導をしている学校の割合	小学校 98.1% 中学校 96.7%	100%	100%	100%	100%
家で自分で計画を立てて勉強をしている児童生徒の割合	小学校 69.5% 中学校 55.2%	前年度 以上	前年度 以上	前年度 以上	前年度 以上
中学校第1学年での小規模学級又はTTによる指導の選択制を実施した学校アンケートの「個別の学習支援が必要な生徒に対して、きめ細かな指導ができた。」という項目に対し、「そう思う。」と回答した学校の割合	81%	前年度 以上	前年度 以上	前年度 以上	前年度 以上
小学校高学年において、専科指導を1教科以上行っている学校の割合	91%	94%	96%	98%	100%
英語学習デジタル教材 SAGA e スタディの活用人数	18,101人 (R4.10月～R5.3月) ※R4年10月運用開始	前年度 以上	前年度 以上	前年度 以上	前年度 以上
体験的外国語活動参加者アンケートにおいて「外国語学習の意欲や外国への興味・関心が高まった」と答えた参加者の割合	94.9%	95% 以上	95% 以上	95% 以上	95% 以上
ホストファミリー登録世帯数	70世帯	75世帯	80世帯	85世帯	90世帯
市町担当指導主事研修実施回数	1回	2回	2回	2回	2回
中学校英語教員の「CEFR B2レベル相当以上の英語力を有すると思われる教員数」の割合	佐賀県 36.6%	前年度 以上	前年度 以上	前年度 以上	前年度 以上
放課後等補充学習支援事業実施校数	65校	前年度 以上	前年度 以上	前年度 以上	前年度 以上

Ⅲ 健やかな佐賀のこどもを育む教育の推進

【担当】保健体育課、学校教育課、人権・同和教育室、関係各課（室）

目指す未来の姿

こどもたちが、生涯にわたってたくましく生きるために、自らの健康や体力に関心を持ち、自ら進んで学び、実践する能力を身に付けている。また、自他の生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、感動する心など、豊かな心を身に付けている。

課題・対応

- ① 全国体力調査における体力合計点では、平成30年度と令和4年度は全調査対象において全国平均値を上回ったものの、小学生女子においては全国平均値を若干下回る傾向にあります。児童生徒の運動に触れる時間をつくり、運動を日常的に行わない児童生徒に対して授業等を通して運動の楽しさや喜びに触れさせるとともに運動の習慣化を図るため、小学校から高等学校までの継続的な取組を推進していく必要があります。
- ② 生涯にわたってたくましく生きるためには、児童生徒が自ら率先して健全な食習慣を身につけることが重要ですが、健康に良い食事が何かを意識せずに食事をしている児童生徒もいることから、自ら望ましい食習慣を形成していくことができるよう、学校の教育活動全体を通じた食育を行うとともに、各学校で家庭や地域との関わりを充実させ、食育の推進を図る必要があります。
- ③ 感染症やアレルギー疾患、がんなど現代的な健康課題に向き合い、児童生徒一人一人が、命と健康の大切さを理解し、自分の健康を考えて行動できるように、学校と地域の関係機関等が連携した指導の充実を図る必要があります。
- ④ 部活動は、生徒の減少によるチーム不成立、スポーツや文化活動に対するニーズの多様化、競技経験のない教師が指導せざるを得ないなど多くの課題があり、生徒と教職員の双方にとって望ましく、持続可能なものとするためには、地域と連携・融合した取組である部活動改革の取組を推進していく必要があります。
- ⑤ 学校では、道徳教育や体験活動、人権・同和教育を中心とした教育活動全体を通して、児童生徒の豊かな人間性と社会性を育んでいます。社会の中で、様々な人々と互いを尊重しながら生きることや、他者と協働しながらよりよい社会の実現を図ることが求められていることから、今後も家庭・地域と連携しながら、取組の充実を図る必要があります。

- ①-1 各学校で、児童生徒の体力・運動能力の向上に係る取組が行われるように支援するとともに、学校体育の充実や運動部活動の推進を図ります。

体力向上へ向けた学校の取組の充実

- ・ 各学校が体力向上のための目標を設定し、全国体力・運動能力、運動習慣等調査等の結果分析により学校の実態を把握することで、課題に応じた体力向上に取り組むよう、体育主任研修会等において実践例の共有等の支援を行います。（担当：保健体育課）
- ・ 運動に対する意欲を高め、運動に親しむ契機となることを目指し、小学生を対象とした「スポーツチャレンジ」や「体力向上優良校等の表彰」等を実施し、体力・運動能力向上へ取り組む機運を醸成します。（担当：保健体育課）
- ・ 「スポーツチャレンジ」については、参加校の取組状況（県内参加校の中での順位）が、ホームページに速やかに表示されるランキングシステムを導入することにより、児童の参加意欲を喚起し、参加校の増加に繋がります。また、「さがんキッズ体力アップ記録カード」により体力の状況を家庭と共有するなどして、学校体育・スポーツと生活習慣や食生活に関する指導を関連付け、学校・家庭・地域が連携して児童生徒の健康な体づくりを推進します。（担当：保健体育課）

学校体育の充実

- ・ 教員を対象とした講習会や研修会を実施し、学習指導要領の理念や基本方針、改訂の趣旨及び内容の理解を深めることで、専門的な指導力向上を図ります。（担当：保健体育課）
- ・ 小学校の体育授業に授業協力者を派遣し、児童が意欲的に取り組める指導の在り方等について指導・助言を行うことで、指導内容の充実や教員の資質向上を図ります。（担当：保健体育課）
- ・ 中学校においても、教員の指導力向上や授業協力者との連携を図り、指導の充実を推進することで、体育授業（武道及びダンス）の効果的で安心・安全な実施に取り組めます。（担当：保健体育課）

運動部活動の推進

- ・ 生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動については、生徒の健全な心身の発達に対する教育的効果も大きいことを踏まえ、各種研修会・会議等を通し、適切な部活動の在り方として科学的知見に立った合理的かつ効率的・効果的な運動部活動の推進・振興を図ります。（担当：保健体育課）
- ・ 高等学校の運動部活動に部活サポーター（部活動指導員）及び外部指導者を派遣することで、運動部活動の推進を図ります。さらに、運動部活動の顧問及び部活サポーター等を対象とした研修会を実施することで、適正な活動や指導力の向上を図ります。（担当：保健体育課）

- ・ 学校体育団体が行う強化練習会や強化合宿、アドバイザーコーチ招へい等の取組を支援することで、学校スポーツ競技力の向上を目指します。（担当：保健体育課）

②-1 安全で安心な学校給食の実施や学校の教育活動全体を通じた食育を行うとともに、各学校で家庭や地域との関わりを充実させることで、食育の推進を図ります。

安全安心な学校給食の実施

- ・ 全ての児童生徒が給食時間を安全に、かつ、楽しく過ごせるように食物アレルギーやアナフィラキシー等について正しく理解するため、リスク管理や緊急対応に関する研修を実施するなど、教職員の資質向上に取り組みます。（担当：保健体育課）
- ・ 栄養教諭や学校栄養職員等を対象とした異物混入防止対策についての研修会を実施するなど、市町教育委員会や学校、民間業者が一体となって異物混入の防止を図ります。（担当：保健体育課）
- ・ 食中毒や感染症、窒息事故等の未然防止や発生時に適切で迅速な対応ができるよう、栄養教諭や学校栄養職員等を対象とした研修会を実施するなど、教職員の資質向上に取り組みます。（担当：保健体育課）

食育の充実

- ・ 各学校において、食育を推進するための運営組織が整備され、「食に関する指導の全体計画」に基づき、食育推進の意義や役割を踏まえた創意ある食育指導が実践されるよう、学校の取組状況を把握し、必要に応じ指導するなど、各学校の取組を推進します。（担当：保健体育課）
- ・ 児童生徒が、栄養や食事のとり方などについて、正しい基礎知識に基づいて自ら判断し、生活をコントロールできるよう食の自己管理能力の育成を目指し、自ら率先して望ましい食習慣を形成できるよう取り組みます。（担当：保健体育課）
- ・ 学校給食を活用し、教科等における食に関する指導及び児童生徒のバランスの良い食事の基本や食生活を含めた生活習慣等の習得を図るとともに、地場産食材の利用拡大に取り組みます。（担当：保健体育課）
- ・ 児童生徒が望ましい生活習慣を身に付けるために、「早寝・早起き・朝ごはんチェックシート」等の活用を促し、学校・家庭・地域が連携した食育を推進します。（担当：保健体育課）
- ・ 学校における食育を推進するため、食育実践例や現場の課題解決の取組事例を取り入れた研修会、地区別の食に関する指導の実践発表と授業研究会を実施しながら栄養教諭等の資質向上に取り組みます。（担当：保健体育課）

栄養教諭の配置

- ・ 学校における食に関する指導の推進に中核的な役割を担う栄養教諭を配置し、食育の充実を図ります。（担当：教職員課）

- ③-1 学校と地域の関係機関等との連携により学校保健活動の充実を図り、児童生徒の健康に対する意識を高めることで、自分の健康について、自分で考え行動できる児童生徒の育成を目指します。

学校保健の推進

- ・ 学校保健委員会を中心に、家庭や地域の関係機関と連携を図りながら、児童生徒の生活のリズムを整えるなど、基本的な生活習慣を培うとともに、健康管理などにより学校保健活動を推進します。（担当：保健体育課）
- ・ 体系的な研修を通して、養護教諭としての専門的知識の習得や実践的指導力の向上を図るとともに、学校保健活動の中核となる養護教諭の育成を図ります。（担当：教育センター）

性に関する指導の推進

- ・ 性に関する指導を学校保健計画に位置付け、体育科・保健体育科をはじめ、生活科や家庭科、理科、総合的な学習（探究）の時間、道徳、学級活動等において指導の内容との関連を図りながら、学校教育全体を通し、児童生徒の心と体のバランスに配慮した性に関する指導の取組を推進します。（担当：保健体育課）
- ・ 公立中学校・高等学校・特別支援学校及び希望する公立小学校に、学校医及び産婦人科医等の専門家を派遣して講演会を行うことで、児童生徒が性に関する正しい知識を習得するとともに、自他の生命や個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築するなどの適切な行動を取ることができるようにします。（担当：保健体育課）
- ・ 教員を対象とした研修会を実施し、性に関する指導に造詣の深い講師による講演や各学校の実践発表、グループワーク等を通して、教員の指導力向上を図ります。（担当：保健体育課）
- ・ 県立学校の女子トイレ等に生理用品を配置することで、様々な理由により事前に生理用品を準備できない生徒に対し、生徒が必要なときに心理的負担を感じずに、より安心して生理用品を利用できるようにします。（担当：保健体育課）

がん教育の推進

- ・ がん教育の推進校において、がん教育の内容や効果的な指導方法の実践研究を行うとともに、その成果を各学校で活用するなど、学校におけるがん教育を推進することで、児童生徒が、がんについて正しく理解し、健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにします。（担当：保健体育課）
- ・ 推進校以外にも、県内の学校に医師やがん患者、がん経験者等の有識者を外部講師として派遣し、また、がん専門医及びがん経験者の講話をパッケージにした「がん教育教材パッケージ」を活用するなど、多数の学校でがん教育に触れる機会を増やすことで、県内のがん教育の更なる推進・普及を図ります。（担当：保健体育課）
- ・ 教員を対象とした研修会を実施し、がん専門医及びがん経験者等による講話や推進校による公開授業参観等を通して、がん教育に対する教員の意識の向上を図ります。（担当：保健体育課）

- ④-1 部活動を生徒と教職員の双方にとって望ましく、持続可能なものとするため、地域と連携・融合した取組である「SAGA部活」を推進します。

持続可能な部活動に向けた改革の推進

- ・ SAGABUKATSUミライプロジェクト委員会の議論を踏まえ、中学校、高等学校のそれぞれの課題に対応した部活動改革を推進します。（担当：保健体育課）
- ・ 部活動改革のモデルとなる学校や地域を指定し、実践研究を進めます。（担当：保健体育課）
- ・ 令和5年4月にSAGA部活推進統括コーディネーターを配置し、「チームSAGA部活」を立ち上げており、県教育委員会が主体になりながらも、スポーツや文化の振興を所管する県の関係部局、県内競技団体及びスポーツ安全保険を統括する県スポーツ協会と一緒に、着実に「SAGA部活」を推進します。（担当：保健体育課）

運動部活動の活性化

- ・ これまでの顧問の指導に加え、地域人材を活用することにより適切な指導を受けることができる環境の整備やSSP構想のもと知事部局と連携することで、生徒が県内で志をもって部活動に取り組み、夢を実現することができる体制、環境を整備します。（担当：保健体育課）

文化芸術活動の活性化

- ・ 志をもって部活動に取り組む生徒が増え、県総文祭を核とした佐賀の文化芸術活動の活性化につなげるため、生徒の部活動の選択肢や全国レベルの文化芸術に触れる機会を確保します。（担当：学校教育課）

- ⑤-1 家庭・地域と連携しながら、道徳教育や体験活動、人権・同和教育を核とし、学校教育全体での教育の充実を推進します。

道徳教育の推進

- ・ ボランティア活動や自然体験活動などの体験を重視した道徳教育の充実を図り、生命を尊重する心、思いやる心や社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心など、豊かな人間性の育成を図ります。（担当：学校教育課）
- ・ 道徳教育に係る研究校及び加配校における成果の周知等を通して、各学校における道徳教育推進教師を中心とした指導体制の強化と全体計画に基づく道徳教育の確実な実施を推進し、各学校での教育活動全体を通じた道徳教育の一層の充実を図ります。（担当：学校教育課）
- ・ 道徳教育の研究校などにおいて、保護者や地域の方々が参加する道徳科授業の在り方を研究し、その成果を県内の学校に広く紹介することで、保護者や地域と連携強化を図った道徳授業の取組を推進します。（担当：学校教育課）

- ・ 県内すべての公立小・中学校及び義務教育学校において、「ふれあい道德教育」を実施し、学校、家庭、地域が連携した道德教育を推進します。（担当：学校教育課）
- ・ 各学校の道德教育推進教師や学級担任を主な対象とする研修会等を実施し、学習指導要領の趣旨・内容等に則った「特別の教科 道德」が確実に実践されるよう努めます。（担当：学校教育課）

読書活動の充実

- ・ 朝読書や資料を活用した学習などに利用できる図書の実や、公立図書館等との連携強化など、学校図書館を拠点とした読書活動の充実に向けた取組を推進し、児童生徒の豊かな感性や想像力、表現力などの育成に努めます。（担当：学校教育課）
- ・ 学校図書館を、各教科等における学習・情報センターとして活用する取組を推進し、児童生徒が自発的・主体的に学習する態度の育成に努めます。（担当：学校教育課）

体験活動の推進

- ・ 発達段階に応じた地域間交流や世代間交流、ボランティア活動、自然体験活動、生活体験活動、集団宿泊活動、職場体験活動などの取組を推進し、児童生徒の豊かな心を育みます。（担当：学校教育課）

人権・同和教育の推進

- ・ 管理職及び人権・同和教育担当者等を対象とした研修会の充実や人権・同和教育資料での基本的な認識の周知徹底、実践事例の提供などを行うとともに、家庭・地域と連携した人権・同和教育を推進します。教育活動全体を通して、児童生徒に同和問題をはじめとする人権問題に関する正しい知識や確かな人権感覚を身に付けさせ、自他の人権を守ろうとする意識、意欲や態度の向上及び行動力を育成します。これらの取組により教職員や児童生徒の人権意識を高め、人権に関する問題発生を未然に防止するとともに、人権に関する問題が発生した際には、個別の対応や助言などを行います。（担当：人権・同和教育室）

主権者教育の推進

- ・ 小・中・高等学校において主権者教育を推進し、国家・社会の形成者として求められる児童生徒の資質・能力を育みます。また、高等学校においては、国の副教材の活用や選挙管理委員会等と連携し、指導の一層の充実を図ります。（担当：学校教育課）

指標

指標区分	指標名	基準値 (2022年度)	目指す方向性 又は 目標			
			2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
施策指標	全国体力調査における体力合計点	小5男子 52.70点 (全国52.28)	全国平均値以上になることを目指す。			
		小5女子 54.73点 (全国54.31)				
		中2男子 42.09点 (全国41.04)				
		中2女子 48.88点 (全国47.42)				
成果指標	1週間の総運動時間が60分以上の割合	小5男子 92.3% (全国91.2%)	全国平均値 以上	全国平均値 以上	全国平均値 以上	全国平均値 以上
		小5女子 85.2% (全国85.4%)				
		中2男子 93.9% (全国92.2%)				
		中2女子 87.1% (全国82.1%)				
	健康に良い食事をしている児童生徒の割合	小5 88.6%	前年度を 上回る	前年度を 上回る	前年度を 上回る	前年度を 上回る
		中2 64.0%				
	命と健康の大切さを理解し、自分の健康に関して、自分で考え、行動することができた児童生徒の割合	「健康は何よりも大切だ」と答えた全国の児童生徒の割合 小5 82.1%	全国平均 値以上	前年度を 上回る	前年度を 上回る	前年度を 上回る
		中1 83.1% 「保健で学習したことを、自分の生活に活かしている」と答えた全国の児童生徒の割合				

	小5 76.4% 中1 69.3%					
SAGA 部活推進計画の実施率	% 基準値なし	—	—	80%	90%	
公立小中学校の学校評価「心の教育」に関する項目の平均	3.7	3.7 以上	3.7 以上	3.7 以上	3.7 以上	
取組 指標	スポーツチャレンジへ参加する学校数 参加率 (参加校 86 校/ 学校数 161 校) 53.4%	前年度より 5%以上 アップ	前年度より 5%以上 アップ	前年度より 5%以上 アップ	前年度より 5%以上 アップ	
	「食に関する指導の全体計画」に基づき教科等における食に関する指導を年1回以上実施しているクラスが半数以上の学校の割合	78%	100%	100%	100%	100%
	外部講師等（がん教育教材パッケージ利用を含む）を活用したがん教育を実施した割合	% 基準値なし	100%	100%	100%	100%
	部活動推進計画を策定している市町の割合	% 基準値なし	70%	100%	100%	100%
	性に関する指導支援事業を実施した学校の割合	100%	100%	100%	100%	100%
	道徳教育の指導体制の確立に関する質問への回答（道徳教育推進教師を中心とした指導体制の確立の項目で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合）	84.8%	前年度 以上	前年度 以上	前年度 以上	前年度 以上
	ふれあい道徳教育の実施率	全学級公開 97.1% 一部学級公開 2.1%	100% を維持	100% を維持	100% を維持	100% を維持

IV 誰もが安心して学べる「さがすたいるスクール」の推進

【担当】 特別支援教育室、教育総務課、教育振興課、生徒支援室、関係各課（室）

目指す未来の姿

学びを必要とする誰もが、それぞれの個性や多様な価値観が尊重される場で、安心して学ぶことができる。

課題・対応

- ① 特別支援教育に関する理解の啓発とともに、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の増加等に対応しながら、全ての教育段階において一人一人のニーズに応じ必要な支援を行い、自立と社会参加を促進するため、特別支援教育の更なる充実を図る必要があります。
- ② 学びたい誰もが安心して学ぶことができるよう、一人一人の個性や価値観が尊重された学校づくりについて検討を進める必要があります。
- ③ 不登校の対応では、家庭や地域、関係機関等と連携し支援する必要があります。また、いじめを早期に発見するために児童生徒が相談しやすい環境をつくる必要があります。
- ④ 学校内外での事故等から児童生徒が自らを守るため、危機回避能力向上等の必要があります。

- ①-1 特別支援学校の教育環境の整備を促進し、キャリア教育の充実を図るとともに、小・中学校や高等学校におけるインクルーシブ教育の体制づくりを支援します。

教員誰もが特別支援教育の専門性を身に付け、障害のあるこどものニーズに応じて授業の中で適切な教育上の支援ができる人材の育成と支援体制づくりを推進します。

特別支援学校における特別支援教育の充実

- ・ 児童生徒の増加により教室不足が顕著となっている特別支援学校については、設置基準を踏まえ、教育環境の改善を図っていきます。（担当：教育総務課、特別支援教育室）
- ・ 新たな特別支援学校として、九千部学園跡地を有効活用した「鳥栖特別支援学校」を整備することにより、県東部地区の特別支援教育環境の充実を図ります。（担当：教育総務課、特別支援教育室）
- ・ 県立特別支援学校6校においてスクールバスを運行することで、自力での通学が困難な児童生徒の通学を支援し、保護者等の送迎に係る負担軽減を図ります。（担当：特別支援教育室）
- ・ 新学習指導要領の趣旨や内容の周知を徹底し、各特別支援学校の校内研究や授業研究、外部人材を活用した研修会等を通して、各障害種に係る教職員の専門性の向上を図ります。（担当：特別支援教育室）
- ・ 就業体験や就職の受入れ企業等の開拓を進めるとともに、一般就労への意欲を高めるような進路指導と能力や適性に応じた就労支援に取り組みます。（担当：特別支援教育室）
- ・ 就業体験や企業現場における作業学習、ジョブティーチャー派遣による作業学習等の充実を図るとともに、企業等からの助言・指導を踏まえた支援・指導方法の改善など、企業等と連携した取組を推進します。（担当：特別支援教育室）
- ・ 知的障害高等部の職業コースにおいては、就職を前提とした専門的な教育に取り組むことで一般企業への就職を希望する生徒の職業自立をより一層推進します。（担当：特別支援教育室）

幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実

- ・ 増加の著しい特別支援学級及び通級指導教室の担当教員を含む全ての教員の指導力向上を図るため、関係部署と連携しながら、県内の実情及び課題を踏まえた研修の充実を図ります。（担当：特別支援教育室、教育センター）
- ・ 児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育環境づくりを支援し、全県域におけるインクルーシブ教育の教育環境を促進するため、これまで（令和2～4年度）県東部に配置していた特別支援教育エリアリーダーを、新たに県中部、西部、北部に配置します。「教員だれもが、特別支援教育の専門性を身に付け児童生徒の支援ができる学校へ」を目指す学校像として、エリアリーダーは、地域の教育的資源の組合せにより、効果的な校内支援体制や教師の指導力向上に向けた相談・支援等を行い、地域のすべて児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導及び必要な支援を目指します。（担当：特別支援教育室、教育事務所）

- ・ 特別支援教育の核として活動することが期待される教員を対象に、法規を含めた基礎理論、専門知識・技能等に関する特別支援教育アドバイザー養成研修を実施することにより、市町及び各小・中学校、義務教育学校における特別支援教育の推進を支援します。（担当：特別支援教育室、教育事務所）
- ・ 小・中学校等からの学びの連続性と、高等学校における生徒一人一人の教育的ニーズに即した適切な指導及び必要な支援の充実を図るため、県立高等学校における通級指導教室の拡充に向けて、学校と関係課で協議を進めます。（担当：特別支援教育室、教職員課、学校教育課）
- ・ 障害のある児童生徒等への一貫した支援の充実を図るため、特別支援教育コーディネーター地区別連絡協議会を開催することにより、教職員の専門性の向上を図るとともに、各学校種間の情報の共有及び引継ぎを促進します。（担当：特別支援教育室）
- ・ 特別支援教育コーディネーターを中心とした教職員全体の特別支援教育に関する専門性向上を支援するとともに、効果的な校内支援体制の構築を図るための助言等を行うことで、幼稚園、小・中学校、高等学校等における校内支援体制の充実を図ります。（担当：特別支援教育室）
- ・ 特別支援学校のセンター的機能の充実を図るとともに、「障害のあるこどもの学校生活支援事業」や特別支援教育エリアリーダーを活用し、幼稚園、小・中学校、高等学校等に巡回相談員や専門家を派遣することにより、発達障害を含む障害のある児童生徒等の支援に係る専門性の向上と校内支援体制の整備を支援します。（担当：特別支援教育室）

インクルーシブ教育システムに対応した特別支援教育の充実

- ・ 市町教育委員会と連携しながら、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住する地域の小中学校等との居住地校交流を推進し、保護者や地域住民等への理解啓発を図ります。（担当：特別支援教育室）
- ・ 就学前からの教育相談の充実など、教育支援体制を整備する市町教育委員会に対し、適切な就学に係る情報を提供するなどの支援を行います。（担当：特別支援教育室）
- ・ 就学先の決定や合理的配慮について、市町教育委員会と保護者の合意形成が図られるよう、市町教育委員会と連携し、必要な支援を行います。（担当：特別支援教育室）
- ・ インクルーシブ教育システム構築に向けた研究及びユニバーサルデザインの視点を取り入れた研究の成果を生かした学校への支援を行っていくことで、学校における特別支援教育の更なる理解啓発を進め、取組の充実を図ります。（担当：教育センター）

- ②-1 県民の学びたいというニーズに応え、誰もが義務教育の学び直しの機会が得られるよう、県立夜間中学を開校し、教育環境の充実を図ります。また、多様なニーズに応えるため、定時制・通信制高校の在り方を検討します。

県立夜間中学の開校

- ・ 様々な理由で義務教育を修了せずに学齢期を超過した方、不登校などで十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、日本の義務教育を受けることを希望する外国籍の方など、誰もが義務教育の学び直しの機会が得られるよう、令和6年4月に佐賀県立夜間中学「彩志学舎中学校」を開校し、教育環境の充実を図ります。
(担当：教育振興課)

定時制高校・通信制高校の充実に向けた検討

- ・ 小学校、中学校、高等学校での不登校を経験した方や働きながら学ぶことを希望する方など、県民の多様なニーズに対応し、一人一人が目標に向かって前向きに挑戦することができるよう、通信制高校や定時制高校の在り方の検討を進めていきます。(担当：教育振興課)

- ③-1 不登校については「魅力ある学校づくりと初期対応の充実」「一人一人の状況に応じた支援」を、いじめについては「未然防止」「早期発見・早期対応」「再発防止」を柱として、学校が組織的に対応できるよう、生徒指導体制・教育相談体制及び家庭・関係機関との連携等の充実に取り組みます。

不登校対策の充実

- ・ 不登校児童生徒の社会的自立を促すため、学校・学校以外の場において行う多様で適切な活動等への支援の充実を図ります。(担当：生徒支援室)
- ・ 県内すべての公立学校の児童生徒が、スクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることができる体制を整備するとともに、不登校の状況に応じて小・中学校での別室対応への支援を行い、学校における不登校対策の充実のための取組を支援します。(担当：生徒支援室)
- ・ スクールソーシャルワーカーについても、県内すべての公立学校に派遣できる体制を整備し、特に学校の取組だけでは解決することが困難な課題について、スクールソーシャルワーカーによる家庭や関係機関等と連携・協力する取組を支援します。(担当：生徒支援室)
- ・ 加配教員を配置し、教育相談主任等が学校の要となって不登校対策や教育相談業務に集中できる環境をつくることで、初期対応等の充実を図り、不登校児童生徒が社会的自立や学校復帰に向かうよう、学校における不登校対策の取組を支援します。(担当：生徒支援室)
- ・ 教育支援センター「しいの木」の運営及び教育相談・訪問支援を拡充し、不登校児童生徒が社会的自立や学校復帰に向かうよう支援します。(担当：教育センター、生徒支援室)

- ・ 関係機関等との連携を図るための協議会を開催するとともに、県及び市町の教育支援センターが相互に連携した取組を強化し、不登校児童生徒が社会的自立や学校復帰に向かうよう支援します。（担当：生徒支援室）
- ・ 訪問支援の豊富な経験とノウハウを有する民間団体と協働し、自宅にこもりがちな不登校児童生徒の自宅を民間団体の支援員が訪問することで、社会的自立や学校復帰に向かうよう、計画的・継続的なカウンセリングやICTを活用した学習支援等を行います。（担当：生徒支援室）
- ・ 各中学校区におけるスクールカウンセラーなどを活用した研修会や連絡会等、小・中学校が連携した取組を推進し、義務教育9年間を通した不登校対策の充実を図ります。（担当：生徒支援室）
- ・ 「長期欠席・不登校対策スタンダード」、「スクールカウンセラーガイドライン」、「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」等の不登校支援に関する資料を教育センターのホームページに集約するなど、資料活用による支援の充実を図ります。また、「保護者のための不登校対応支援ガイド」等を県教育委員会ホームページにも掲載し、保護者支援の充実を図ります。（担当：生徒支援室、教育センター）
- ・ 県立中学校にオンライン授業配信支援員を配置し、不登校などの理由により教室での授業を受けることが困難な生徒に対し1人1台端末を活用した授業のオンライン配信（リアルタイム配信・オンデマンド配信）を行うなど、学習の遅れへの対応や円滑な教室復帰が可能になるよう支援を行います。（担当：教育DX推進グループ）

教育相談体制の充実

- ・ 児童生徒が抱える不安や悩み、様々な問題に対応するため、県内すべての公立学校の児童生徒が、スクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることができる体制を整備し、学校における教育相談体制の充実を図ります。（担当：生徒支援室）
- ・ スクールソーシャルワーカーを、県内すべての公立学校に派遣できる体制を整備し、特に学校の取組だけでは解決することが困難な問題を抱えている児童生徒に対して、スクールソーシャルワーカーによる家庭や関係機関等と連携・協力した問題解決の取組を通して、教育相談体制の充実を図ります。（担当：生徒支援室）
- ・ 児童生徒理解に基づき、個々が抱える不安や悩み、問題などに適切に対応したり、保護者の思いに寄り添い適切に支援したりするなど、教育相談に関する教職員の力量を向上するために研修の充実を図ります。（担当：生徒支援室）
- ・ 365日24時間、専任の相談員による電話相談窓口や、専用のwebページ上で相談できる環境を設置して、いじめ問題に悩む児童生徒や保護者が相談しやすい体制の充実を図ります。（担当：生徒支援室）
- ・ 保健室利用の児童生徒に適切に対応することができるよう、繁忙期等に会計年度任用職員（養護教諭補助）や養護助教諭を配置し、保健室の健康相談体制の充実を図ります。（担当：教職員課）

いじめ問題対策の充実

- ・ 佐賀県いじめ防止基本方針に基づき、組織体制の充実及び関係機関等との連携を図りながら、いじめの「未然防止」、「早期発見・早期対応及び被害の最小化」、「再発防止」へ向けた総合的な取組を推進します。(担当：生徒支援室)
- ・ いじめの防止等のための研修会を開催し、いじめ問題に対する教職員の意識と対応力の更なる向上を図ることで、各学校におけるいじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を強化します。(担当：生徒支援室)
- ・ 365日24時間、専任の相談員による電話相談窓口を設置し、さらに専用のwebページ上で相談できる環境を整備して、いじめ問題に悩む児童生徒や保護者が相談しやすい体制の充実を図ります。(担当：生徒支援室)

生徒指導体制の充実

- ・ アンケート調査や面談などによる児童生徒理解に基づく指導・支援や、生徒指導上の諸課題の早期発見・早期対応はもとより、暴力行為などの発生時に組織的に対応できる体制の確立・強化を図る学校の取組を支援することで、学校における生徒指導体制の充実を図ります。(担当：生徒支援室)
- ・ 元警察官等を専門人材として学校に派遣したり、少年サポートセンターなどの関係機関等との連携により問題の解決を図るための体制を強化したりすることで、いじめ問題や問題行動などの未然防止や早期対応等のための学校の取組を支援します。(担当：生徒支援室)
- ・ 児童生徒の非行防止や犯罪被害の未然防止、また、いじめ問題など生徒指導上の諸課題の未然防止や早期発見・早期対応のための研修会等を充実し、生徒指導に関する教職員の指導力や対応力の向上を図ります。(担当：生徒支援室)

④-1 児童生徒自身が生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校における安全教育を推進します。

安全教育の推進

- ・ 避難訓練を含む様々な安全教育を学校安全計画に位置付け、体育科、保健体育科をはじめ、生活科、理科、社会科等の関係教科や総合的な学習の時間、総合的な探究の時間、道徳科、特別活動等において指導の内容との関連を図りながら、学校教育活動全体を通じ、様々な緊急時を想定した危機回避能力を身につける学校安全に関する教育を推進します。(担当：生徒支援室)
- ・ 学校安全計画の検証・改善を適切に行い、学校生活の安全管理の充実を図るとともに、関係機関、地域、保護者と連携の上、通学路の合同点検や防犯・交通安全教室などを実施することで、通学路の安全性の確保及び登下校時の安全に関する指導の充実を図ります。(担当：生徒支援室)

指標

指標区分	指標名	基準値 (2022年度)	目指す方向性 又は 目標			
			2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
施策指標	困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合	64.7% (小6) 66.1% (中3)	割合の増加を目指す			
成果指標	障害のある児童生徒に対する個別の指導計画の策定率（小学校、中学校、高等学校）	98%	100%	100%	100%	100%
	特別支援学校高等部生徒における就職者率	42.9% (2021年度)	基準値 以上	基準値 以上	基準値 以上	基準値 以上
	医療的ケア児が在籍する学校における保護者待機率	—	0	0	0	0
	県立夜間中学の開校	—	—	開校	—	—
	学校内外の機関等において相談・指導を受けた不登校児童生徒数の割合	小学校 85.0% 中学校 81.0%	基準値 以上	基準値 以上	基準値 以上	基準値 以上
	いじめの解消率	85.2%	基準値 以上	基準値 以上	基準値 以上	基準値 以上
	災害時において取るべき行動について正しく理解している児童生徒の割合	90%	基準値 以上	基準値 以上	基準値 以上	基準値 以上
取組指標	交通事故防止に向けてとるべき行動を理解している児童生徒の割合	90%	基準値 以上	基準値 以上	基準値 以上	基準値 以上
	個別の教育支援計画の策定率（小学校、中学校、高等学校）	91%	100%に近づける			
	特別支援学校へのジョブティーチャー派遣	148回	前年度並	前年度並	前年度並	前年度並
	特別支援学校生徒の企業現場における作業学習の実施	248回	300回	300回	300回	300回
	特別支援学校生徒の就業体験の実施	7,812日	前年度並	前年度並	前年度並	前年度並
特別支援教育スキルアップ研修参加者数	840人	840人	840人	840人	840人	

特別支援教育アドバイザー養成研修参加者数	35 人	118 人	118 人	118 人	118 人
特別支援教育エリアリーダー対応件数	185 件	555 件	555 件	555 件	555 件
通級指導教室設置数（小学校・中学校）	91 校	96 校	101 校	106 校	定数化
生徒募集に係る説明会及び体験入学の開催回数	-	4 回	2 回	2 回	2 回
定時制・通信制検討のための検討委員会の開催回数	0 回	3 回	3 回	1 回	1 回
スクールカウンセラーによる心理教育プログラムを年 1 回以上実施している学校の割合	小 47.8% 中 44.4% 高 47.5%	前年度 以上	前年度 以上	前年度 以上	前年度 以上
いじめ問題への対応に関する学校評価の状況	3.6	3.6 以上	3.6 以上	3.6 以上	3.6 以上
「学校安全総合支援事業」において、実践委員会を含む校区内での会議の回数	15 回	基準値 以上	基準値 以上	基準値 以上	基準値 以上

V 教育DXの推進と学びを支える環境づくり

【担当】教育DX推進グループ、教育総務課、教職員課、関係各課（室）

目指す未来の姿

教育DXが進展するなか、優秀な教職員が確保・育成されるとともに、安全・安心で質の高い学習環境が確保されるなど、子どもたちの学びを支える環境が整備されている。

このことを通じて、誰もがいつでもどこでも誰とでも自分らしく学ぶことができる子ども主体の教育が実現している。

課題・対応

- ① IoT や AI 等の技術革新により社会の在り方が劇的に変わる Society5.0 時代の到来を見据え、デジタル社会でたくましく生き抜く子どもへの成長を応援する必要があります。
- ② 本県は全国に先駆けて ICT 活用教育に取り組んできました。現在、市町においても GIGA スクール構想による 1 人 1 台端末を活用した授業改善に取り組んでおり、県はこれまでの知見を活かし継続して積極的に支援する必要があります。
- ③ ICT 機器類の計画的な更新やクラウド化に対応したシステムの構築による各種データの連携・活用、通信ネットワーク環境の改善など、教育 DX を推進し「教える」から「自分らしく学ぶ」へ、学習者主体の教育に変革していく必要があります。
- ④ 業務の見直しやデジタル化、クラウド化、データ活用等により校務の効率化を図り、健康的でやりがいのある職場環境を整備し、教職員の多忙化を軽減する必要があります。また、教育に対する使命感・情熱に加え、豊かな人間性や実践的な指導力を備えた教職員の確保・育成が必要です。
- ⑤ 児童生徒の学習及び生活の場として、安全・安心で快適な学校施設の充実が必要です。
- ⑥ 登下校時や校内における事件、事故等から児童生徒を守るため、学校の危機管理体制を確立する必要があります。
- ⑦ 修学にかかる家庭の経済的負担を軽減し、学ぶ機会を保障する必要があります。

- ①-1 こどもたちがデジタル技術を活用しながら多様で幅広い視点で課題解決に向かう力を育成します。

ICT活用教育の推進

- ・ 校種別、教科別研修の充実等により、県下教職員のICT活用指導力の向上を図ると共に、1人1台端末を活用した授業改善やデジタル技術を活用した教育活動の充実を推進します。（担当：教育DX推進グループ）
- ・ デジタル教科書を積極的に活用して主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善に取り組むとともに、教員が安心して安定した授業配信を可能とする環境を提供します。（担当：教育DX推進グループ）
- ・ モデル校を指定し、外部有識者による遠隔オンライン授業や高度なデジタル技術を活用した文理融合型の新たな教育方法を研究します。（担当：教育DX推進グループ）
- ・ 各県立学校毎にICT活用に関する取組目標を設定し、計画と実践、振り返りを経て、ICT活用教育の継続的な改善・充実に努めます。（担当：教育DX推進グループ）
- ・ 教職員を対象とした情報モラル・セキュリティに関する研修会を開催し、情報モラル教育や情報セキュリティに関する指導力の向上を図ります。また、家庭や地域、関係機関等との連携を強化し、児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育の充実に取り組みます。（担当：教育DX推進グループ）

- ②-1 市町立学校における1人1台端末を活用した授業改善を支援します。

市町におけるGIGAスクール構想の支援

- ・ 全国に先駆けてICT活用教育に取り組んできた県の知見を活かして、市町におけるGIGAスクール構想を積極的に支援し、全県規模でICT活用教育を推進します。（担当：教育DX推進グループ）
- ・ エリアコーディネーターの配置や市町立学校への訪問支援、各種研修会の実施などを通じて、1人1台端末を活用した授業改善や校内推進体制の充実を図ります。（担当：教育DX推進グループ）
- ・ 県と市町で組織する佐賀県ICT活用教育推進協議会を定期的に開催し、国の動向の情報共有や意見交換を行い、市町の主体的な取組を促します。（担当：教育DX推進グループ）
- ・ 1人1台端末を活用した授業改善に取り組む研究校を指定し、「個別最適な学び」や「協働的な学び」の実現に向けた実践研究を行うとともにその研究成果を市町と共有します。（担当：教育DX推進グループ）
- ・ ICT活用教育総合サイト「Eコネクト」を通じて、県内における1人1台端末を活用した効果的な実践事例と教員間の情報交換の場を提供することにより、県立学校、市町立学校の日常的な1人1台端末の活用促進を図ります。（担当：教育DX推進グループ）

③-1 「教える」から「自分らしく学ぶ」を実現するため、生徒が主体的に学習できる環境と教育データを効率的・効果的に活用できる環境を整備します。

教育DXの推進

- ・ 1人1台端末や電子黒板などの機器類を適時適切に調達・管理し、ICT活用教育の環境整備に努めます。また、災害や感染症の発生による学校の臨時休業等の緊急時においても、教育活動が継続できるように専用の通信機器を整備するなど子ども達の学びの保障に努めます。（担当：教育DX推進グループ）
- ・ 学校現場からの意見・要望等を踏まえながら教育情報システムの機能の改善を図り、校務負担の軽減や指導の効率・高度化に取り組みます。あわせて、市町における教育委員会単位での教育情報システムの導入・活用を推進します。（担当：教育DX推進グループ）
- ・ 試行事業として、一部の県立学校において学校内設置のサーバーをクラウド化し、学校外からも学習データにアクセスできるシステムを構築し、「どこでも学べる」環境の実現に取り組みます。また、一部の県立学校にデジタル採点活用システムを導入し、効率的な採点と学習データの分析・活用を促進します。（担当：教育DX推進グループ）
- ・ 小・中・高を通じて使用可能な英語学習デジタル教材により、児童生徒の英語力を測定し教員の見取りに活かしながら、授業や家庭学習における個別最適な学びを推進します。（担当：教育DX推進グループ）
- ・ 教育情報ポータルサイト（教育センターWeb）の充実を図り、最新の教育情報や教育センターの研究成果や教材・指導案等を提供し、サイトの利活用促進に取り組むことで、教職員の自己研修環境の充実に努めます。（担当：教育センター）

情報セキュリティ対策の強化

- ・ 学校教育ネットワークに対する不正アクセス事案を受け設置した、佐賀県学校教育ネットワークセキュリティ対策検討委員会の提言を踏まえ、実施計画に基づき情報セキュリティ対策に取り組みます。（担当：教育DX推進グループ）

④-1 教職員が多様な視点から子どもたちと向き合える環境を実現するため、システムの導入や事務事業の見直しによる教職員の働き方改革を推進します。

教職員の多忙化の軽減

- ・ 「県立学校 教職員出退勤管理システム」による時間外在校等時間の客観的な把握と検証を行いながら「学校現場の業務改善計画」に掲げる取組を推進していきます。（担当：教職員課）
- ・ 学校・教師が担ってきた業務の役割分担・適正化に係る取組を、市町教育委員会と密に連携して推進していきます。（担当：教職員課）

- ・ 会議や研修等の縮減や開催方法の見直し、「勤務時間の適正化」等に係る通知の発出、調査・提出物の見直しなど業務のスリム化を図り、学校現場の業務改善計画を実践していきます。（担当：教職員課）
- ・ 市町教育委員会に設置されている「多忙化対策検討会」、県立学校に設置されている「衛生委員会」を中心に、多忙化解消に係る優良事例の共有を行い、教員の多忙化の軽減に向けて取り組むよう働きかけていきます。（担当：教職員課）
- ・ 業務のデジタル化を推進するとともに、統合型校務支援システムを含めた I C T の活用を行うことで、業務の改善や効率化を図っていきます。（担当：教職員課、教育 DX 推進グループ）
- ・ 教職員のワークライフバランスの実現を目指し、試行事業として家事や育児、介護等と仕事との両立を図るテレワークシステムを一部の県立学校において導入します。（担当：教職員課、教育 DX 推進グループ）
- ・ 学校が抱えている課題に対し、管理職、主幹教諭や指導教諭に加え、教育行政職員等のミドルリーダーがそれぞれのリーダーシップを発揮し、「チーム学校」として組織で対応できるよう、特に教育行政職員の学校経営参画に係る研修等の充実を図ります。（担当：教職員課）
- ・ 教員業務支援員や学習指導員などの専門スタッフを配置して、教員の業務支援を図り、教員が一層、児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備していきます。（担当：教職員課、学校教育課、教育 DX 推進グループ、保健体育課）
- ・ 単独での指導及び引率ができる部活動指導員を市町や県立中学校に配置し、部活動に係る顧問教員の負担軽減を進めます。（担当：保健体育課）

教職員の心身の健康管理の充実

- ・ 心身の健康に関する各種研修や公立学校共済組合佐賀支部が行う各種講習等を通して、自らの健康への意識啓発と、健康診断・ストレスチェック結果を踏まえた生活習慣の改善やストレスへの対処などのセルフケア能力の向上を促します。（担当：教職員課）
- ・ 校長等が心の健康の重要性を十分認識し、学校ごとのストレスの状況や日常的な教職員の状況把握に努めたり、メンタルヘルス不調の早期発見・早期対応ができるよう、管理職等を対象に研修を実施し、ラインによるケアの充実を図ります。（担当：教職員課）
- ・ 教職員が心身ともに健康で、生き活きと職務を遂行できるよう、労働安全衛生管理体制の整備・充実を図ることで、気軽に相談したり、情報交換をしたりすることができる良好な職場環境づくりに努めます。（担当：教職員課）
- ・ 産業医や保健師等による相談体制の充実を図るとともに、公立学校共済組合佐賀支部が設置している各種相談窓口の積極的な活用を促すことで、教職員のメンタルヘルス不調の予防と病気休業者の円滑な職場復帰を支援します。（担当：教職員課）

④-2 教員採用選考方法を改善し、優秀な人材を確保するとともに、大学と連携し、指導力のある教員を育成します。

教員採用試験の選考方法・内容等の改善・充実

- ・ 教員採用選考方法の工夫や改善・充実を行い、創造性に富み、豊富な社会体験や最新の知識など様々な能力や特性などを持つ優秀な人材を幅広く求め、教育現場の課題に適切に対応できる教員の確保を図ります。（担当：教職員課）
- ・ 小学校教諭等については、秋の採用選考を実施することで、より多くのチャンスで一人でも多くの人材確保に努めます。（担当：教職員課）

教職の魅力の発信

- ・ 県内や近県の大学における教員採用試験の説明会や大学が実施する教師を目指す高校生向けのプログラムなどの場で、教職に就くことの魅力や大学生や高校生に伝えるなど、教職の魅力や魅力を積極的に発信していくことで、佐賀県の教員を目指す人材の確保につなげます。（担当：教職員課）
- ・ 「さが」の魅力、「先生」の魅力を発信する Web サイトを効果的に運用することで、受験者への細やかな情報発信をおこない、受験者確保につなげます。（担当：教職員課）

大学との連携による指導力ある教員の養成

- ・ 県の求める資質を備えた人材を養成するため、県内の大学との連携の下、共同で養成課程の評価・改善などに取り組み、教育現場の現実的な課題を踏まえた養成課程が実現されるよう努めます。また、県内の教育現場において、学習指導はもとより学校行事や体験活動等の様々な教育活動に大学生が携わる「学校支援活動」等を推進します。（担当：教育振興課、教職員課）
- ・ 佐賀大学教職大学院に教員を派遣することで、地域における学校教育のリーダーとなりうる、学校経営等のマネジメント力や高度な教科指導力等、より専門的な知識や技能を持つ教員の育成に努めます。（担当：学校教育課、教職員課）

キャリアステージに応じた教職員研修の充実

- ・ 「教職員人事評価制度」を通じて得られた成果や課題などを踏まえ、必須研修や希望等研修の整理・体系化など、研修の充実を図り、教職員のキャリアステージに応じた研修体系による資質や能力の向上に取り組みます。（担当：教育振興課、教職員課、教育センター）
- ・ 「佐賀県公立学校の校長及び教員としての資質の向上に関する指標」（教員育成指標）の活用を図るとともに、当該指標を踏まえた教員研修計画を策定します。（担当：教職員課、教育センター）
- ・ 校長及び教員の研修履歴の記録の作成と学校管理職等による当該履歴を活用した対話に基づく指導助言を通じて、効果的かつ主体的な資質向上・能力開発に取り組みます。（担当：教職員課、教育センター）

民間企業等への体験研修の実施

- ・ 民間企業や国、知事部局及び県警察本部への派遣研修を実施し、教員の社会的視野を広げて指導力の向上を図ります。（担当：教育振興課、教職員課、学校教育課）
- ・ 学校と地域社会との連携を強めることで、開かれた学校づくりを推進するために、民間企業等への体験研修を実施し、社会人としての広い視野や柔軟性に富む職務遂行能力など、教員としての資質及び指導力の向上を図ります。（担当：教育振興課、教育センター）

専門的で高度な知識や技能を持つ教職員の育成

- ・ 県内の大学（教育学部等）と連携し、教職員の必須研修等の機会に、大学の多様な資源を効果的に活用した各種の専門的な研修を提供します。（担当：教育振興課、学校教育課、教育センター）
- ・ 教員の英語力及び指導力の向上を図るための研修を実施することで、英語によるコミュニケーション能力を有し、グローバル化に対応した人材の育成を強化します。（担当：学校教育課）

④-3 教職員の服務規律の徹底を図ります。

教職員の服務規律の徹底

- ・ 管理職からの指導や既存の研修を通じて教職員としての職責の重要性を十分に自覚させることで、服務規律の保持に努めます。また、不祥事等の発生防止に向け、教職員一人一人の意識改革へ向けた働きかけや各種研修の内容の充実を図るとともに、万一の発生時には、厳格で適切な対応に努めることで、教育への信頼を確保していきます。（担当：教職員課）

④-4 教職員人事評価制度の活用により学校の活性化や人材の育成を図ります。

教職員人事評価制度の活用

- ・ 「教職員人事評価制度」の改善に取り組み、同制度が、学校の活性化や教職員の人材育成のツールとして定着し、教職員一人一人の資質の向上や能力の開発、各学校の教育目標の達成や課題の解決に役立つ、より効果的な制度となることを目指します。（担当：教職員課）
- ・ 「教職員人事評価制度」においては、教職員に求められる資質・能力、学習指導、生徒指導、学校経営などの力を整理し、業績と能力の両面から適正な評価を行い、評価者が被評価者にフィードバックすることで教職員一人一人の個性や特性を生かしながら、職務遂行能力の向上を促していきます。また、適正な評価が行われるように、評価者を対象とした研修を実施します。（担当：教職員課）
- ・ 指導不適切教員等に対しては、研修の一層の充実を図るとともに、人事上の措置についても適切に対処します。（担当：教職員課）

④-5 意欲や専門性に富んだ人材の活用を図ります。

意欲や専門性に富んだ人材の活用

- ・ 各学校の特色ある教育活動の実現・推進を人事配置面から支援し、個々の教員の熱意や創意工夫を教育課題の解決に役立てます。（担当：教職員課）
- ・ 優れた指導力を持つ教員をスーパーティーチャーとして認証することで、スーパーティーチャーの十分な活用ができるよう所属校での業務量などにも配慮した上で、その専門的な力量を所属校だけでなく、広く県内において活用し、教職員の指導力の向上に取り組みます。（担当：教職員課）
- ・ 意欲や創造性を持った教員や、特定の政策課題等に関する研修等を受講して一定の専門性を備えた教員などの情報を集約し、これらの教員を核とした地域や学校での課題解決力の向上を図ります。（担当：教職員課）
- ・ 市町立小・中学校と特別支援学校との間での教職員の人事交流をはじめとして、専門性を高めるための人事交流を促進します。（担当：教職員課）
- ・ 主幹教諭及び指導教諭の配置並びに再任用制度を効果的に活用することで、教員の急速な世代交代に対応するとともに、教育指導の充実を図ります。（担当：教職員課）

⑤-1 安全・安心で快適な学校施設、学習環境を整備します。

学校施設の整備推進

- ・ 学校施設の特性に応じた長期保全計画（個別施設計画）に基づき計画的に施設の改築及び保全工事を実施することで、学校施設の老朽化対策を行います。また、国庫補助事業活用等の助言を行うことで、市町立の小・中学校においても老朽化対策などによる施設環境の改善が計画的に実施されるよう努めます。（担当：教育総務課）
- ・ 耐震化に伴う神埼高校の改築については、令和3年8月に施設移転を完了し、県立学校の耐震化は完了しました。引き続き、耐震化が完了していない市町へは、早期完了についての働きかけを行います。（担当：教育総務課）
- ・ 生徒数の減少、学習ニーズの多様化など、社会状況の変化も踏まえ、時代に即した県立学校の施設・設備の改修に取り組むことで、こどもたちの多様なニーズに応じた教育環境の向上に向けた学習施設環境の提供、施設・設備の機能の維持向上などを図ります。（担当：教育総務課）
- ・ 令和2年度に保護者負担から県に移譲された、県立学校普通教室の空調については、適切に維持管理を行うとともに、安心・快適に学ぶため、計画的な特別教室の空調整備など県立学校の設備改善等を進めます。（担当：教育総務課）

⑥-1 学校の危機管理体制の確立・強化を図ります。

学校の危機管理体制の確立・強化

- ・ 県教育委員会で作成した「教育現場における安全管理の手引き」及び各学校における危機管理マニュアル等について絶えず検証し、必要な見直しを行うとともに、新任管理職などを対象とした危機管理研修や学校における全職員対象の校内研修の実施などを通して、危機管理能力の更なる向上を進めます。（担当：教育総務課）
- ・ 万一の際に関係者が迅速かつ効率的に情報を共有し、的確な対応ができるよう、関係者間の報告・対応ルールの適切な運用を図ります。（担当：教育総務課）

⑦-1 教育費に係る負担軽減を図るとともに、必要な人に必要な額の育英資金が貸与できるよう制度の周知を図ります。

修学支援の充実

- ・ 県立高校に在学する生徒に対し支援金を支給することで、県立高校における授業料の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与します。（担当：教育総務課）
- ・ 高校生等がいる低所得世帯の保護者等に対し給付金を支給することで、公立高等学校等における授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図り、教育の機会均等に寄与します。（担当：教育総務課）
- ・ 経済的理由により修学が困難な高校生に対し、要件を満たす希望者全員に育英資金を貸与することで、将来有為な人材の育成に寄与します。また、返還金が今後の貸与者への財源となることから、滞納の発生防止に努めるとともに、滞納者の状況にも配慮しながら滞納対策を行い、育英資金制度の適切な運営に努めます。（担当：教育総務課）
- ・ 育英資金のうち、高額通学費加算については、令和2年度育英学生採用者から貸付限度額の上限を撤廃し、県内のどこに居住していても希望する県内高等学校等へ進学できるようにしました。さらに、県内企業の働き手確保の点から、貸付金返還中5年間県内に居住かつ就業することで返還を免除することができます。（担当：教育総務課）

指標

指標区分	指標名	基準値 (2022年)	目指す方向性 又は 目標			
			2023年	2024年	2025年	2026年
施策指標	主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に取り組んでいる学校の割合	82.4%	割合の増加を目指す。			
	学習評価や成績処理について、ICTを活用して、事務作業の負担軽減を図っている学校の割合	90.5%	割合の増加を目指す。			
成果指標	県立学校のICT活用教育に関する取組目標の達成率	81.7%	84%	86%	88%	90%
	授業にICTを活用して指導できる教員の割合	83.8% (2021年度)	84%	86%	88%	90%
	1人1台端末の家庭への持ち帰り・活用ができていない学校の割合	37.5%	50%	60%	70%	80%
	月の時間外在校等時間が45時間を超える職員の割合（県立学校職員）	16.9%	15%未満	10%未満	5%未満	0%
	教員採用選考における小学校教員の採用倍率（倍）	1.3倍 (2021年度)	1.5倍	1.6倍	1.7倍	1.8倍
	県立学校での学校施設の保全不備による事故発生件数（件）	1件	0件	0件	0件	0件
取組指標	五教科におけるデジタル教科書の活用割合（4段階のB以上の割合）	67.3%	68%	70%	72%	74%
	モデル校において、当該カリキュラムの中で、大学等の関係機関と同時双方向型の授業を実施した回数	—	毎年度 5事例 以上	毎年度 5事例 以上	毎年度 5事例 以上	—
	1人1台端末などのICT機器を週3回以上授業で活用した学校の割合	小学校 68.9% 中学校 67.3%	70%	80%	85%	90%
	情報セキュリティ監査の実施状況	全県立学校	全県立学校	全県立学校	全県立学校	全県立学校

大学院長期研修者の専修免許の 取得率	100%	100%	100%	100%	100%
-----------------------	------	------	------	------	------

【巻末資料】用語解説

本実施計画に出てくる用語等について、解説を記載しています。

※ 複数箇所に出てくる用語については、最初に出てきた箇所に準じて順番に記載

I 志と誇りを高める教育の推進

キャリア教育

児童生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・能力を育てる教育。自己の在り方や生き方について考える姿勢を養うとともに、若者の勤労観・職業観等の価値観の形成・確立を目指すなど、社会的・職業的自立に向けて必要な能力や態度の育成を目指す。社会人講師による講話や職場体験活動、インターンシップなどの取組を行う。

キャリア・パスポート

児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるように工夫されたポートフォリオのこと。

インターンシップ

生徒が実際の企業などで就業体験をすることであり、職場体験ともいう。生徒が職業そのものや自己の適性を知ること、仕事や働くことについて考えることの契機になっている。

コミュニティ・スクール

学校と地域住民・保護者が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、ともに協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える「地域とともにある学校」を推進する仕組み。保護者や地域住民などで構成される学校運営協議会が設置され、学校運営の基本方針を承認するなど、学校の教育活動などについて意見を述べる取組が行われる。

佐賀県コミュニティ・スクール研究大会

県内におけるコミュニティ・スクールの導入を推進するため、県教育委員会が開催するもの。市町教育委員会等を対象として、外部講師を招いた講演や先進事例の実践発表を行う。

SAGA コラボレーション・スクール

地域、企業、大学等と協働した学校運営組織による高校の魅力化に取り組む学校。（有田工業高校、牛津高校、太良高校、白石高校、唐津青翔高校、高志館高校、神埼高校、鹿島高校、唐津西高校）

SAGA スマート・ラーニング

学校長のマネジメントの下、地域、企業、大学等と連携した新しい時代の教育内容の実践による高校の魅力化に取り組む学校。（唐津商業高校、伊万里実業高校、嬉野高校、鳥栖商業高校、伊万里高校、武雄高校、佐賀西高校、三養基高校）

学校魅力化アドバイザー

学校魅力化の先進校における実践データ等を踏まえ、各学校へ魅力化のための伴走支援、PDCA サイクルの構築支援、職員向け研修の企画・運営など、高校の魅力化に向けた助言・アドバイス、支援等を行う。

学校魅力化コーディネーター

学校と地域との連絡調整・情報提供、地域資源（人・もの・こと・資金等）の獲得と活用、社会に開かれた教育課程の企画・運営・支援など、学校と地域のコーディネート業務を担う。

学校魅力強化委員会

学校長、教職員、事務職員、生徒、保護者、地域住民、企業、NPO、卒業生、大学生、大学、自治体職員等から構成される高校の魅力化のための運営組織。学校とビジョンを共有しながら、学校や地域等の課題解決や教育活動の充実に向けた企画・運営を行う。

地域みらい留学

一般財団法人「地域・教育魅力化プラットフォーム」が運営する全国募集を行う高校のネットワーク。全国の中学生や保護者を対象とした合同説明会への参加や同業種のホームページ等で情報発信を行う。

普通科改革

「高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化や、教科横断的な学習の推進による資質・能力の育成が必要」との中央教育審議会の答申（令和3年1月）を受け、「普通教育を主とする学科」として「学際教育に関する学科」や「地域社会に関する学科」等の普通科以外の学科を設置することが可能となった。（令和3年3月31日省令改正）普通科高校において、高校の特色化・魅力化を実現するためのカリキュラム開発や実施体制の開発等を行う。

Ⅱ 自分らしく学べる「さがん学び」の推進

佐賀県小・中学校学習状況調査（県調査）

佐賀県が、県内の児童生徒の学力状況を把握するために、平成14（2002）年度から実施している調査。4月に小学5年、中学2年を対象に教科に関する調査（国語、算数・数学、英語（中学のみ））を実施する。

全国学力・学習状況調査（全国調査）

文部科学省が、全国的な児童生徒の学力状況等を把握するために、平成19（2007）年度から実施している調査。国・公・私立学校の小学6年、中学3年（原則として全児童生徒）を対象に、教科に関する調査（2022年度は、国語、算数・数学、理科）と生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査及び学校を対象に、指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査が実施される。

学力向上の検証改善サイクル

県調査や全国調査等の結果を活用し、児童生徒の学力向上に向け、結果分析、取組の検討、改善に向けた取組、取組の評価を繰り返し行い、継続的に学力向上に向けた取組の改善を図るための手法。

佐賀県学力向上対策検証・改善委員会

大学関係者、有識者、保護者、教育関係者等からなる組織で、全国・県調査の結果から学力向上に向けての課題を抽出し、指導方法等の検証・改善、学校等の取組状況の成果検証を行う。

強化する4つの取組

これまでの学力向上に向けた取組の検証・改善を行い、市町教育委員会と連携し各公立小・中学校及び義務教育学校において全ての教職員による「共通理解と共通実践」に基づき強化〔「継続」と「徹底」〕していく4つの取組。4つの取組は、以下のとおり。

- 1 全職員による共通理解と共通実践
- 2 学習内容の定着に向けた分かりやすい授業の実践
- 3 授業改善に向けた校内研修等の充実
- 4 家庭学習の充実に向けた指導の徹底

学力向上対策コーディネーター

各学校において、学力向上対策を推進するに当たり、その中核を担う教員。全国調査や県調査等の分析をはじめ、学力向上対策評価シート※の作成や授業改善の取組推進に関することなどの役割を担う。

※ 学力向上対策評価シート

全国調査や県調査の結果から明らかとなった課題及びその改善に向けた重点的な取組について、全職員が共通理解・共通実践するためのシートで、各学校が取り組む学力向上の検証改善サイクルに活用するもの。

少人数学級による指導（小学校第5学年）

きめ細かな指導で、一人一人の成長をサポートし、夢や目標を実現しようとするこどもたちの「志」を応援することを目的として、小学校第5学年において36人以上の学級がある学校に教員を1人加配し、少人数学級による指導を実現するもの。

少人数学級又はティームティーチングによる指導の選択制（中学校第1学年）

中学校第1学年において不登校などの発生件数が急増する、いわゆる「中1ギャップ」を解消し、学力向上の前提となる生徒指導面の充実を図るとともに、個に応じた指導の充実を図るため、平成21年度から行っている。学校の実情に応じて、35人以下の小規模学級やティームティーチングを選択し、きめ細かな指導のための環境整備をしている。

県内大学との連携・協力事業

佐賀大学：平成 28 年 5 月締結（原協定は平成 17 年 1 月締結）の教育学部、大学院学校教育学研究科及び佐賀県教育委員会の連携・協力協定に基づき実施する事業（令和 5 年度は、「学校支援活動」「中堅教諭等資質向上研修等研修機会の多様化」「小中連携による学力向上推進地域指定事業」「実践的指導力向上事業」等を実施する予定）。

西九州大学：令和 3 年 10 月締結の連携・協力協定に基づき実施する事業（令和 5 年度は、教員の養成、研修に関する事項、学校教育上の諸課題への対応に関する事項等に係る事業を実施する予定）。

主体的・対話的で深い学び

子どもたちが、学習内容を自らの生活や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質や能力を身に付け、生涯にわたって主体的に学び続けることができるようにするため、子どもたちが「どのように学ぶか」という学びの深まりを重視した学び。

従来の教師による説明を中心とした受け身の学習から、「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の 3 つの視点での児童生徒による能動的な学習や授業の改善が求められている。

大学入学共通テスト

大学入学選抜において、各大学が利用する試験。令和 3 年から大学入試センター試験に代わり導入された。大学教育を受けるために必要な能力について把握することを目的とし、各教科・科目の特質に応じ、思考力・判断力・表現力を中心に、知識・技能の状況についても評価を行うこととされている。

A L T

外国語（英語）を母国語とする外国語指導助手。Assistant Language Teacher の略。児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の育成及び国際理解の深化を図り、英語担当教員の助手として英語の指導に当たるため、小学校・中学校・高等学校等に配置されている。

英語専科教員

英語教育に関する高い専門性を持った教員で、学習指導要領における小学校外国語教育の充実及び小学校の学級担任の業務改善を図るため、学級担任に代わって外国語活動・外国語の授業を行う。

教科担任制

一人の教員が特定の教科を担当し、複数の学級で指導する指導形態。

III 健やかな佐賀のこどもを育む教育の推進

学校保健計画

学校保健安全法第 5 条で策定・実施が定められているもので、児童生徒及び職員の健康の保持増進を図るため、「保健管理」「保健教育」「保健組織活動」の各領域にわたって作成する総合的な基本計画であり、毎年度、各学校が作成している。

学校保健委員会

学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織。校長、保健主事、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員などの教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、児童生徒、地域の保健関係機関の代表などを主な委員として構成されている。

学校安全計画

学校保健安全法第 27 条で策定・実施が定められているもので、児童生徒等の安全の確保を図るため、安全教育に関する事項、安全管理に関する事項、安全に関する組織活動について作成する総合的な基本計画であり、毎年度、各学校が作成している。

スポーツチャレンジ

小学生が運動に対する意欲を高め、仲間と共に運動に親しむ契機になることを目指して、クラス単位で記録に挑戦し、ウェブ上でランキングを競う運動。平成 25 年度からスタートし、種目は「8 の字とび」「ドッジボールラリー」「みんなで輪くぐり」「オリンピック選手にちょうせん」「みんなでウォーキング」「たてわりでちょうせん 8 の字とび」「あくりょく」の 7 種目がある。

食に関する指導の全体計画

学校における食育の推進及び体力の向上を図るため、食に関する指導の目標や具体的な取組を明確にし、学校教育活動全体の中に適切に位置づけ、学校全体で効果的な指導が行われるよう作成する計画であり、毎年度、各学校が作成している。

道徳教育推進教師

学校における道徳教育の推進を主に担当する教師。道徳教育は、学校の教育活動全体で取り組むものであり、学校が組織体として一体となって進める必要があることから、平成 20 年告示の学習指導要領からすべての小・中学校に位置付けるよう示された。

ふれあい道徳教育

学校、家庭、地域が連携した道徳教育の推進を目的に、県内全ての公立小中学校、義務教育学校において、保護者や地域の方々に道徳科の授業を公開するとともに各学校が自校の道徳教育の取組を紹介している。

特別の教科 道徳

平成 27 年 3 月の学習指導要領の一部改正等により、従前の道徳の時間が「教科」として位置付けられ、小学校においては 2018 年度（平成 30 年度）から、中学校においては 2019 年度（平成 31 年度・令和元年度）から実施されている。道徳科の授業については、体系的な指導により学ぶという他教科に共通する側面がある一方で、教科の免許にかかわらず学級担任が指導することが望ましく、また、数値などによる評価はなじまないと考えられるなど他教科にはない側面もあることから、「特別の教科」とされている。

IV 誰もが安心して学べる「さがすたいるスクール」の推進

特別支援教育コーディネーター

障害のある児童・生徒を支援するため、各学校における保護者の相談窓口や、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整などの役割を担うため校長が指名するもので、平成 19 年 4 月の文部科学省通知により、各学校で職務分掌に位置付けることが求められている。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。

就労支援コーディネーター

特別支援学校やハローワーク等の関係機関と連携しながら企業等を訪問し、企業ニーズの把握、求職情報の提供などについて働きかけを行うとともに、特別支援学校生徒の障害の特性や能力の把握、企業情報の提供や求職登録指導などを一体的に行い、特別支援学校の生徒の就労支援を担う。

センター的機能

特別支援学校がその専門性を生かし、地域の特別支援教育のセンター的な役割を發揮して、小・中学校等を支援することであり、具体的な機能としては、「小・中学校等の教員への支援」「特別支援教育等に関する相談・情報提供」「障害のある幼児児童生徒への指導・支援」などがある。

合理的配慮

「障害者の権利に関する条約」第 2 条の定義において、「障害者が他の者と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」とされている。

「負担」については、「変更及び調整」を行う主体に課される負担を指すとされている。

夜間中学（中学校夜間学級）

元は、戦後の混乱期の中で、生活困窮等の理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多かったことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和 20 年代初頭に中学校に付設された。近年は、日本国籍を有しない生徒が増加している（全体の約 8 割）。義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、本国や我が国において十分に義務教育を受けられなかった外国籍の者等の教育を受ける機会を実質的に保障するための重要な役割を果たしている。平成 28 年 12 月に公布された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を機に、各自治体において設置に向けた検討が進められており、令和 5 年 4 月現在、17 都道府県に 44 校が設置されている。

教育機会確保法及び基本指針

平成 28 年 12 月に公布され、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する施策、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する施策等が規定されている。

平成 29 年 3 月、文科省は同法に基づき基本指針を定めた。

スクールカウンセラー

公認心理師、児童生徒の臨床心理に関し、高度な専門的知識や経験を持ち、問題を抱える児童生徒やその保護者、関係する教職員へのカウンセリングを通して、問題の解決を支援する。

スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を持ち、児童生徒が抱える問題を解決するため、関係機関等とのネットワークの構築や保護者に対する支援等、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけ、支援する。

教育支援センター「しいの木」

不登校の児童生徒に対して、集団生活に適応する力を育み、社会的自立や学校復帰を目指すための支援を行う施設。

心のテレホン

不安や悩みを抱える児童生徒及び保護者等を対象とした、365 日 24 時間対応の電話相談窓口。専任の相談員が電話相談を行う。

佐賀県いじめ防止基本方針

平成 25 年 9 月に施行されたいじめ防止対策推進法に基づき、国のいじめ防止基本方針も参酌し、本県におけるさらなるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として平成 26 年 9 月に策定。国の基本方針の改定を踏まえ平成 30 年 2 月に改定し、令和 5 年 4 月に改定した。

いじめホットライン

いじめ問題に悩む児童生徒及び保護者等を対象とした、365 日 24 時間対応の電話相談窓口。専任の相談員が電話相談を行う。

少年サポートセンター

県警察本部が設置した機関で、少年に関する悩みや困りごとの相談に応じ、不良行為少年や被害少年に対する継続補導や立ち直りのための支援活動を行っている。

学校評価

児童生徒がより良い教育活動を享受できるように、学校が学校としての目標や取組等の達成状況を明らかにして、その結果をもとに学校運営の改善を図るために行うもの。学校評価の適切な実施や効果的な公表を行い信頼される学校づくりを進めていくとともに、学校に関わる多くの人と連携を図ることにより、開かれた学校が実現される。

V 教育 DX の推進と学びを支える環境づくり

Society5.0

デジタル革新と多様な人々の想像・想像力の融合によって、社会の課題を解決し、価値を創造する社会。
一般社団法人 日本経済団体連合会ホームページより

教育 DX

デジタル技術を活用してこども主体の教育を実現するとともに、教職員の業務や組織、プロセス、学校文化を革新し、時代に対応した教育を確立すること。

佐賀県 ICT 活用教育推進協議会

佐賀県教育委員会と佐賀県内市町教育委員会とが相互に連携・協力し、全県規模で ICT の活用による教育の情報化を推進する目的で設置し、ICT 活用による教育の情報化の推進のための情報交換と施策連携に関する事業等を行う。委員は、佐賀県教育委員会教育長、全市町教育委員会教育長ほかで構成し、平成 23 年 7 月に設置。

ICT

情報通信技術。Information & Communications Technology の略。

育英資金

経済的理由で高校等への修学を断念することがないよう、佐賀県育英資金貸与条例に基づき、高等学校又は高等学校と同程度の学校に在学する者で一定の要件を満たす者に育英資金を貸与する制度。

教職員人事評価制度

平成 26 年 5 月に地方公務員法等の一部を改正する法律が公布され、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることとなった。人事評価制度は「業績評価」及び「能力評価」の 2 つの観点で教職員自身による自己評価を行った上で評価者による評価を行い、教職員の業績や能力、意欲を的確に把握し、教職員個人の能力開発や組織としての成果に結び付け、教職員の業務遂行能力の向上や学校運営の活性化を図ることを目的としている。

教員育成指標

平成 28 年 11 月に公布された教育公務員特例法の一部を改正する法律において、公立学校の任命権者に策定が義務付けられた、教員のキャリアステージに応じた学びや成長を支えていくため、養成・研修の基軸となる指針。文部科学大臣が定める「教員育成指標の策定に関する指針」を参酌し、任命権者と教員研修に協力する大学等をもって構成する教員育成協議会の中で協議等を行い、地域の実情に応じて策定することとなっており、これに基づき、平成 29 年度に「佐賀県公立学校の校長及び教員としての資質の向上に関する指標」（教員育成指標）を策定し、令和 4 年度に変更した。任命権者は、この教員育成指標を基に、毎年度、教員研修計画を策定する。

教員研修計画

教員育成指標を踏まえた校長及び教員の研修を毎年度体系的かつ効果的に実施するための計画。

多忙化対策検討会

効率的な学校運営や業務改善、教職員の在校時間の縮減をはじめとした総労働時間の短縮に向けた方策を検討する会議。平成 27 年度までは各教育事務所が主体となって開催していたが、平成 28 年度からは県内の全市町教育委員会で検討会を設置し、業務改善等の検討がなされている。多くの市町において、検討会は、市町教育委員会職員、校長等管理職、教職員代表者などで構成される。

衛生委員会

労働安全衛生法第 18 条の規定に基づき、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場（各学校もそれぞれ一つの事業場となる。）ごとに設置し、労働者の健康障害の防止の基本対策等を調査・審議する委員会。毎月 1 回以上開催するようしなければならない。委員会は、衛生管理者のうちから事業者が指名した者、産業医のうちから事業者が指名した者などから構成される。

教員業務支援員

教師が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、教師の業務の支援に従事し、負担軽減を図る支援スタッフである。

学校や教師が直面する課題が多様化・複雑化する中で、「学校における働き方改革」を推進し、教師が担う業務の役割分担・適正化を図るために不可欠な支援スタッフとして配置されている会計年度任用職員。

部活動指導員

部活動における実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導、学校外での活動（大会、練習試合等）の引率、用具・施設の点検・管理運営（会計管理等）、保護者への連絡、年間・月間指導計画の作成、生徒指導に係る対応、事故が発生した場合の現場対応などを行う会計年度任用職員。

ストレスチェック

平成 27 年 12 月から施行された改正労働安全衛生法により、常時使用する労働者に対して、事業者が義務付けられた医師、保健師等による心理的負担の程度を把握するための検査。目的は、「労働者自身によるストレスへのセルフケアと、事業者によるストレス要因そのものの低減」にある。労働安全衛生法では、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場を実施義務があるが、佐賀県の県立学校においては、全校で実施している。

スーパーティーチャー

教員としての高い専門性に裏付けられた実践的指導力を有し、児童生徒のために優れた教育活動を行っている教員を「スーパーティーチャー」として公に認証するとともに、その専門的な力量を所属校のみならず広く県内において活用することにより、佐賀県教員の指導力の向上を図ることを目的としている。

長期保全計画（個別施設計画）

佐賀県が所有する公共施設等の管理の基本的な方針である「佐賀県ファシリティマネジメント基本方針」を踏まえ、県立学校施設について、施設の機能の維持向上や長期使用の実現、計画的な予防保全の実施による財政負担の軽減・平準化等を図るため策定する学校施設の特性に応じた個別施設計画。

教育現場における安全管理の手引き

学校を中心とした教育現場における危機管理の基本的な指針として県教育委員会が作成するもの。危機管理の基本的な考え方（目的、体制づくり、危機発生時の対応等）、学校安全に関する点検項目のほか、学校で想定される具体的な危機事象ごとの対応事例を掲載している。

危機管理マニュアル

各学校において、「教育現場における安全管理の手引き」及び学校や地域の実情を踏まえ、こどもの安全・安心を最優先に通常の安全対策、緊急時の対応を確実にを行うための具体的な方策や手順を明記したマニュアル。

公立高等学校就学支援金（支援金）

佐賀県立高等学校における授業料（全日制 月額 9,900 円、定時制 1 単位につき 1,560 円、通信制 1 単位につき 100 円）の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、佐賀県立高等学校に在学する生徒に対し支援金を支給する制度。

奨学のための給付金（給付金）

公立高等学校等における授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、高校生等がいる生活保護・非課税世帯（家計急変世帯を含む）に対し給付金を支給

令和5年7月定例教育委員会資料

(令和5年7月31日)

報告事項

【公 開】

佐賀県教育委員会

令和5年6月定例県議会における主な質問事項

会期：令和5年6月15日（木） ～ 7月5日（水） <21日間>

【教育委員会関係】

(一般質問)

- 1 教職員の働き方改革と教員不足について
- 2 GIGAスクール構想における市町への支援について
- 3 発達障害について
- 4 教育人材育成について
- 5 不登校児童生徒への支援の在り方について
- 6 すべてのこどもたちの学力向上と学びの環境づくりについて
- 7 県立夜間中学「彩志学舎中学校」の開校について

(文教厚生常任委員会)

- 1 特別支援教育室について
- 2 拉致問題と人権教育について
- 3 学校における「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」への対応について
- 4 教育現場における生成AIの活用について

(高等教育機関問題対策等特別委員会)

- 1 県立大学について
- 2 県立大学具現化に向けての準備について

令和6年度佐賀県公立学校教員採用選考試験の 受験申込状況について

標記試験については、5月10日から5月31日までの間を受験申込期間とし、期間終了後、資格等の審査を行い、747人の受験申込を受け付けました。

その結果、来年度の採用予定者数365人に対して、倍率は2.0倍となりました。

※ 受験申込状況の詳細については、別添資料を御覧ください。

【本年度の特徴】

- ・ 申込者数については、昨年の857人と比べ、110人下回りました。これは、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の試験区分で申込者数が減少したためです。
- ・ 倍率については、昨年の2.3倍と比べ、0.3ポイント下回りました。これは、採用予定者数が昨年とほぼ同水準であるのに対し、申込者数が昨年と比べ110人減少したためです。

過去5年間の申込状況（年度は採用年度を表す）

（単位：人、倍）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申込者数	1,042	1,029	956	857	747
採用予定者数	352	363	356	368	365
倍率	3.0	2.8	2.7	2.3	2.0

※昨年同時期比としているため、秋選考実績は含まない。

<参考>

教員採用選考試験第一次試験

- 1 期 日 令和5年7月9日（日曜日）
- 2 場 所 ○ 佐賀県立佐賀西高等学校
※ 小学校教諭等（小・中併願希望者を除く）受験者、
特別支援学校教諭等受験者、養護教諭等受験者
○ 佐賀県立佐賀北高等学校
※ 小学校教諭等（小・中併願希望者）受験者、中学校教諭等
受験者、高等学校教諭等受験者
- 3 合格発表 令和5年8月1日（火曜日）（予定）
※ 佐賀県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示すると
ともに、受験者全員に合否を通知します（県のホームペー
ジにも掲載しますが、必ず掲示板又は通知文書で確認をし
てください）。

教員採用選考試験第二次試験

- 1 期 日 令和5年8月19日（土曜日）～8月22日（火曜日）
- 2 場 所 佐賀県立致遠館高等学校、佐賀県立佐賀商業高等学校
- 3 合格発表 令和5年9月15日（金曜日）（予定）
※ 第一次試験と同じ方法で発表します。

(内訳)

令和6年度佐賀県公立学校教員採用選考試験受験申込状況等について

1 申込状況

(単位:人、倍)

試験区分	令和6年度			令和5年度			対前年度比 A-C
	申込者数 A	採用予定 者数 B	倍率 A/B	申込者数 C	採用予定 者数 B	倍率 A/B	
小学校	213	約 180	1.2	262	約 190	1.4	△49 (△0.2ポイント)
中学校	178	約 105	1.7	194	約 95	2.0	△16 (△0.3ポイント)
高等学校	213	約 34	6.3	235	約 33	7.1	△22 (△0.8ポイント)
特別支援学校	62	約 36	1.7	75	約 36	2.1	△13 (△0.4ポイント)
養護教諭	81	約 10	8.1	79	約 13	6.1	+2 (+2.0ポイント)
栄養教諭	—	—	—	12	約 1	12.0	—
合計	747	約 365	2.0	857	約 368	2.3	△110 (△0.3ポイント)

2 中学校、高等学校申込者の教科(科目)別内訳

(単位:人、倍)

試験区分	教科	科目	令和6年度			令和5年度	対前年度比 A-C
			申込者数 A	採用予定 者数 B	倍率 A/B	申込者数 C	
中学校	国語		14	約 18	0.8	22	△8
	社会		35	約 15	2.3	41	△6
	数学		24	約 16	1.5	29	△5
	理科		14	約 14	1.0	18	△4
	英語		21	約 15	1.4	15	+6
	音楽		9	約 2	4.5	10	△1
	美術		3	約 4	0.8	4	△1
	保健体育		51	約 14	3.6	47	+4
	技術		3	約 2	1.5	3	0
	家庭		4	約 5	0.8	5	△1
高等学校	国語		12	約 3	4.0	13	△1
	地理歴史	日本史	16	約 1	16.0	16	0
		世界史	10	約 1	10.0	8	+2
		地理	2	約 1	2.0	4	△2
	数学		22	約 3	7.3	28	△6
	理科	物理	10	約 1	10.0	—	—
		化学	5	約 1	5.0	11	△6
		生物	7	約 1	7.0	12	△5
	英語		12	約 3	4.0	12	0
	芸術	音楽	4	約 1	4.0	6	△2
		美術	7	約 1	7.0	6	+1
		書道	5	約 1	5.0	—	—
	保健体育		64	約 2	32.0	70	△6
	家庭		4	約 1	4.0	7	△3
	情報		5	約 1	5.0	4	+1
	農業	農業	6	約 3	2.0	8	△2
		機械	1	約 3	0.3	3	△2
	工業	電気	6	約 3	2.0	5	+1
建築		3	約 1	3.0	—	—	
土木		1	約 1	1.0	4	△3	
商業		11	約 1	11.0	14	△3	

3 特別支援学校申込者の学部別内訳

(単位:人、倍)

試験区分		令和6年度			令和5年度	対前年度比 A-C
		申込者数 A	採用予定 者数 B	倍率 A/B	申込者数 C	
特別支援学校	小学部	24	約 36	1.7	29	△5
	中学部	18			20	△2
	高等部	20			26	△6

4 特別選考申込状況 (再掲)

選考区分	令和6年度 申込者数A	令和5年度 申込者数B	対前年度比 A-B
身体障害者特別選考	3	1	+2
社会人特別選考	0	0	0
スポーツ・芸術特別選考	2	2	0
小学校特別選考(英語)	0	1	△1
小学校特別選考(算数)	2	1	+1
小学校特別選考(理科)	3	2	+1
小学校特別選考(特別支援教育)	3	7	△4
さがUJIターン現職特別選考	13	18	△5
さが離島特別選考	34	49	△15

- (1)社会人特別選考 受験者なし
- (2)スポーツ・芸術特別選考 高校保体2人
- (3)さがUJIターン現職特別選考 小学校11人、中学校2人
- (4)さが離島特別選考 小学校6人、中学校24人、養護教諭4人
- 5 大学・大学院推薦制度 小学校26人、中学校8人

6 大学院等進学希望者及び大学院等在籍者の特例申請者数

申請者数 21人 (令和5年度 23人)

内訳:進学希望者数 15人(令和5年度 16人)、院1年在籍者数 6人(令和5年度 7人)

佐賀県立武雄青陵中学校事故調査委員会について

このことについて、以下のとおり報告します。

1 第1回佐賀県立武雄青陵中学校事故調査委員会の開催

(1) 日 時 令和5年8月4日(金) 14時から16時

(2) 場 所 旧館2階 教育委員会室

2 事故調査委員会委員

学校事故等について見識や専門的知識を有する者を、教育長が任命

区 分	氏 名	所属・役職	推薦団体等
脳神経 外科医	もりやま えいじ 守山 英二	尾道市立市民病院 脳脊髄液漏出症治療センター長	日本脳脊髄液漏出 症学会
精神科医	すがわら ひろこ 菅原 裕子	福岡大学病院 精神神経科 講師	福岡大学病院
弁護士	あゆかわ めぐみ 鮎川 愛	虎ノ門法律経済事務所長崎支店 弁護士	日本弁護士連合会
スポーツ 事故	ちゅうまん みつこ 中馬 充子	西南学院大学 人間科学部 教授	日本安全教育学会
学校事故	もりぐち ちひろ 森口 千弘	熊本学園大学 社会福祉学部 准教授	日本教育法学会

* 調査委員会の中立性・公平性を確保するため、本件事故の関係者と直接の人間関係
又は特別の利害関係を有しない者（過去の実績も含む。）を選任

[参 考]

○佐賀県立武雄青陵中学校事故調査委員会設置要綱

令和4年11月24日制定

○目的（設置要綱第1条）

平成28年5月27日に佐賀県立武雄青陵中学校において発生した事故について、日頃の安全管理の在り方等、事故の原因と考えられることを広く集めて検証し、今後の事故防止に資するため、また、被害生徒及びその保護者の真実に向き合いたいなどの希望に応えるため、佐賀県立武雄青陵中学校事故調査委員会を置く。

○所掌事務（設置要綱第2条）

- ・本件事故の背景及び因果関係に関すること
- ・本件事故と同種の事故の再発防止に関すること
- ・本件事故の当日の経過及び発生状況に関すること
- ・本件事故に対する学校及び県教育委員会の対応に関すること
- ・その他、本件事故に関して調査委員会が必要と認めたこと

○委員任期（設置要綱第3条の4、附則）

審議の終了（令和6年3月31日）した日

	団体形	田代中	古賀道場
バドミントン	個組手	旭空手道クラブ【初】	佐藤 沙紀(香楠中)／東郷 星羅(基山空手道クラブ)
	個形	森崎 陽菜(香楠中)	佐々木 彩乃(田代中)／後藤 唯衣(鳥栖中)
	団体	小島 彩瑛(古賀道場)	佐賀サンライズバドミントンクラブ／山内ジュニアバドミントンクラブ
	男子	多クスポーツピア【初】	樋渡 優(山内ジュニアバドミントンクラブ)／中村 大輔(七山中)
	個単	北島 拓実(牛津JBC)	小形 遼太郎・満行 章太(七山中)／岩本 琉伽・森田 琉生(七山中)
	個複	久米 優佑・徳重 颯(多クスポーツピア)	山内ジュニアバドミントンクラブ／多クスポーツピア
	団体	大和中【3年連続21回目】	木下 葉々子(唐津ジュニアバドミントンクラブ)／副島 愛梨(佐賀ジュニアバドミントンクラブ)
	個単	永洲 友梨華(昭栄中)	兵働 春果・増本 百華(大和中)／永洲 舞・河添 美響(大和中)
	個複	楠原 世音・前山 夏里奈(大和中)	武雄青陵中／城北中
	団体	附属中【6大会連続6回目】	森 篤輝(附属中)／小山 将生(香楠中)
テニス	個単	池田 武嶺(附属中)	田島 玄太郎・吉森 詩規(附属中)／平田 千隼・寺田 郁哉(第一中)
	個複	草野 駿一郎・山内 昌空(附属中)	城北中／附属中
	団体	致遠館中【5大会ぶり4回目】	松尾 朋花(武雄青陵中)／田嶋 愛由奈(第一中)
	女子	宮崎 日葵・宮崎杏梨(致遠館中)	加賀原 萌々・青山 花実(第一中)／古川 瑛・庄野 由夏(致遠館中)
バドボール	男子	神崎中【6大会連続32回目】	東原彦舎中央校／トヨタ紡織レッドトルネードユース
	女子	神崎中【5大会連続32回目】	佐賀清和中
	男子	団体	*
	個人総合	中願寺 沙希亜(鳥栖中)	黒木 玲央(鳥栖中)
	女子	団体	*
	個人総合	田代中【6大会連続14回目】	角 柚希(田代中)
	男子	団体	*
	個人総合	神崎ジュニア新体操クラブ【初】	川副中
	女子	樋口 諒(神崎ジュニア新体操クラブ)	小林 真那心(城北中)
	個人総合	神崎中【4大会ぶり12回目】	三日月中
泳	男子	野本 佳歩(田代中)	田代中
	女子	小城中【19大会ぶり3回目】	武雄中
	高飛込	多良中【初】	基山中
	飛板飛込	北村 心吏(致遠館中)	諸富中／東与賀・思齊中
	男子	北村 心吏(致遠館中)	江北大中／鍋島中
	女子	田代中【初】	成章中／城東中
	男子	東原彦舎中央校【初】	城西中／城北中
	女子	大和中【7大会ぶり5回目】	城南中／東郡中
	男子	大和中【3大会ぶり15回目】	城東中／西有田中
	女子	昭栄中【15大会ぶり6回目】	西 駿介・西村 洗人(小城中)／岸川 知史・肥山 健太郎(基山中)
上 競 技	男子	江北大中【21大会ぶり4回目】	大浦中／海青中
	女子	大和中【8大会ぶり4回目】	橋本 ひまわり・大塚 優奈(牛津中)／松岡 しずく・牧山 彩羽(海青中)
	男子	西郡中【2年ぶり4回目】	城東中／武雄中
	女子	小城中【2年連続3回目】	嘉村 光起(城北中)／津野 玲也(鳥栖西中)
	男子	個人	城北中／城東中
	女子	松尾 航希・川浪 孝太郎(西郡中)	福田 美優(山代中)／坂口 夕夏(SPAcK)
	男子	団体	大和中／多良中
	女子	土井 隆太郎(諸富中)	滝本 脩矢(伊万里中)／増山 敢一(多良中)
	男子	久保 虎次郎(昭栄中)	川原 陸(伊万里中)／木塚 大愛(芦刈中)
	女子	西田 陸人(昭栄中)	大島 寛太(大和中)／後藤 虎(昭栄中)
球	男子	茶園 實人(昭栄中)	古川 潤(大和中)／井上 星太(昭栄中)
	女子	磯野 宏充(鳥栖)	藤丸 力綺(諸富中)／山口 龍暉(多良中)
	男子	福田 規史(三日月中)	松尾 唯斗(第一中)／谷口 敦臣(鏡中)
	女子	森田 琉希(昭栄中)	川頭 龍成(三日月中)／峯 大悟(嬉野中)
	男子	城戸 健汰(有田中)	金子 拓和(西部中)／江島 琉空(牛津中)
	女子	有田中【3大会ぶり2回目】	鏡中／小城中
	男子	土橋 奈都美(多良中)	山崎 穂海(学柔館)／田中 梨琴(昭栄中)
	女子	城戸 柚美(有田中)	前田 芽依(塩田少年柔道クラブ)／松尾 由菜(塩田少年少年柔道クラブ)
	男子	田中 莉咲(大和中)	西 すみれ(塩田少年柔道クラブ)／江田 倫(鏡中)
	女子	宮崎 梨菜(大和中)	平野 愛樹(中原中)／山口 真帆(牛津中)
道	男子	江口 優菜(神崎中)	橋松 稔(有田中)／大坪 奈夢(小城中)
	女子	中尾 嶺那(有田中)	増本 梨々夏(第一中)／高木 凪(小城中)
	男子	平山 友彩(有田中)	肥田 由愛(武雄中)／山本 七菜(有田中)
	女子	神崎中【3年連続14回目】	小副川 桃華(学柔館)
	男子	鶴 侖(神崎中)	昭栄中／北茂安中
	女子	大和中【2年ぶり10回目】	野中 龍臥(神埼中)／井崎 海里(有明中)
	男子	牛嶋 柚希(神崎中)	小城中／有明中
	女子	北方中【2年連続7回目】	嶋田 彩花(大和中)／中島 真菜(みやき中学校)
	男子	川崎 永遠(北方中)	佐志中
	女子	川崎 永遠(北方中)	山口 阿太琉(からつ相撲クラブ)／川浪 健(からつ相撲クラブ)

第105回全国高等学校野球選手権記念佐賀大会組合せ表

大会日程 7月11日(火)～24日(月)

出場校 36チーム 開会式 7月11日(火)12:00～ 於 さがみどりの森球場
○ シード校 武雄高等学校 橋本 桜太郎 君
予備日

試合開始時刻				
試合	第1試合	第2試合	第3試合	
7/11	さが	13:30	16:00	
7/13	さがブル	9:00	11:30	14:00
7/20	さが	10:00	12:30	
7/25	さが	10:00		

※3回戦までは、1日2試合の場合も
①9:00 ②11:30 で行う。

初優勝 鳥栖工業高校

